

平成 28 年 度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 2  |
| 1. 所管事務調査 .....     | 59 |

---

平成 28 年 12 月 15 日 (木曜日)

## 総務委員会会議録

平成28年12月15日 木曜日

午前10時00分開議

午後 5時08分開議（実時間343分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号（関係分）
1. 議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号（歳入及び繰越明許費）
1. 議案第133号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
1. 議案第134号・八代市職員退職手当支給条例及び八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
1. 議案第135号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
1. 議案第136号・八代市市税条例の一部改正について
1. 議案第137号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
1. 請願第4号・二見校区への光ブロードバンド整備について
1. 請願第5号・鏡町北新地ほか6地域の光回線による情報通信基盤整備の早期実施について
1. 請願第6号・日奈久校区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施について
1. 請願第7号・鉄道の安全・安定輸送及び地域を支える鉄道の発展を求める意見書の提出方について
1. 請願第8号・安保法制（戦争法）を発動せず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンから撤退すること及び安保法制（戦争法）の廃止を求める意見書

の提出方について

1. 陳情第22号・龍峯校区への光回線による情報通信基盤整備の促進について
1. 陳情第23号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について
1. 所管事務調査
  - ・行財政の運営に関する諸問題の調査（第10次八代市交通安全計画について）（平成28年熊本地震八代市復旧・復興プランについて）（公共施設等総合管理計画の中間報告について）
  - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

### ○本日の会議に出席した者

委員長	堀口	晃君
副委員長	堀	徹男君
委員	亀田	英雄君
委員	鈴木田	幸一君
委員	中村	和美君
委員	成松	由紀夫君
委員	西濱	和博君
委員	前川	祥子君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
財務部次長	辻本士誠君
財政課長	尾崎行雄君
理事兼市民税課長	碓塚康浩君
総務部長	水本和博君
人事課長	白川健次君
企画振興部長	福永知規君

企画振興部次長 丸山平之君  
企画振興部次長 増住眞也君  
企画政策課長 野々口正治君  
企画政策課副主幹兼  
行政改革係長 橋口伸一君

市民環境部

市民活動政策課長 川野雄一君  
市民活動政策課副主幹兼  
交通防犯係長 中田好信君

部局外

選挙管理委員会事務局長 中川勝俊君

---

○記録担当書記 岩崎和平君

(午前10時00分 開会)

○委員長(堀口 晃君) それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

---

◎議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号(関係分)

○委員長(堀口 晃君) まず初めに、予算議案の審査に入ります。

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

○財務部長(岩本博文君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 本日の総務委員会、お世話になります。財務部の岩本でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきましてでございますけれども、まず、議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号の歳入並びに歳出の第1款・議会費、第2款・総務費及び第12款・諸支出金を辻本財務部次長が説明いたします。

次に、議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号の歳入につきましても、辻本財務部次長が説明いたします。

そのほか、議案第133号から137号までの5件の条例議案につきましては、関係の各担当課長が説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○財務部次長(辻本土誠君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 財務部次長の辻本です。よろしくお願いたします。

それでは、座らせていただきまして、説明いたします。

それでは、別冊となっております議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号、こちらをお願いいたします。総務委員会付託分について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ29億990万円追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ700億3520万円としております。

次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をしておりますが、内容につきましては、5ページから7ページの表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表・繰越明許費では、本年度内の事業完了が見込めない事業について、繰越限度額の設定を行っております。

まず、款2・総務費、項1・総務管理費の市庁舎管理運営事業(鏡支所)で1340万円の限度額設定を行っております。これは、さきの9月議会で鏡支所の空調機の修理等に係る経費を予算化しておりましたが、部品の納品が当初見込みより2カ月延びることが判明したため、今年度中の完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業で5億5397万7000円の限度額設定を行っております。これは、国の2次補正に伴い、平成26年度から実施しております臨時福祉給付金を引き続き支給するもので、今回は平成29年4月から平成31年9月までの2年半分、1人当たり1万5000円を給付するものです。支給対象者は平成28年度の簡素な給付措置給付事業の支給対象者と同数の3万5000人で算定し、当該事業費及び事務費を限度額としております。

次の款5・農林水産業費、項1・農業費の農村運動広場管理運営事業で1800万円の限度額設定を行っております。これは郡築農村運動広場のトイレ改修を行うもので、来年3月の完成を見込んで10月に指名競争入札を行いました。熊本地震の影響もあり、11月から着工できる業者がおらず不落となったため、工期を来年6月まで延長することで再度、入札を行います。繰越明許費を設定するものでございます。

次の款7・土木費では、まず、項2・道路橋梁費の道路維持事業で3億2070万円の限度額設定を行っております。これは、国の2次補正により防災・安全交付金の増額内示があったことから、舗装補修工事等、平成29年度予定分を一部前倒して実施するため、不足する経費を今回補正し、年度内に事業完了が見込めませんので繰り越すものであります。

次の項3・河川費の地域防災がけ崩れ対策事業で923万6000円の限度額設定を行っております。これも、国の2次補正により、放置すれば降雨などにより崖崩壊のおそれがある龍峯の興善寺地区の崩壊防止工事を行うもので、事業を実施する十分な期間が確保できないため繰り越しを行うものでございます。

次に、款9・教育費では、まず、項2・小学校費の小学校非構造部材耐震化事業で1億56

6万2000円の限度額設定を行っております。これは体育館の照明器具、バスケットゴールなどの非構造部材の耐震改修を行うもので、国の2次補正に伴い、平成29年度に予定していた分を前倒して実施するため、繰り越すものでございます。次の泉第八小学校空調設備改修事業で2356万円の限度額設定を行っております。これは、現在、設置してあります暖房設備が31年を経過し、老朽化が進んでおり、また灯油の貯蔵タンクを管理するために危険物取扱者を常駐させる必要があることから、その必要がないヒートポンプ式のエアコンに更新するもので、国の2次補正に伴い、平成29年度実施予定であったものを前倒して実施するため、年度内の完了が見込めませんので繰り越すものでございます。

次に、項3・中学校費の中学校非構造部材耐震化事業で7801万2000円の限度額設定を行っております。これも小学校と同様に、体育館の非構造部材の耐震改修を行うもので、来年度に予定していた分を前倒して実施するため、工期が翌年度まで期間を要することから繰り越しを行うものです。

6ページをお願いいたします。

次に、項8・社会体育費の社会体育施設改修事業で5億3030万円の限度額設定を行っております。これは、熊本地震により被災しました総合体育館及び東陽スポーツセンターの天井改修工事等を実施するものですが、工期が翌年度まで期間を要することから繰り越しを行うものでございます。

次に、款10・災害復旧費、項3・厚生施設災害復旧費の熊本地震損壊家屋等解体撤去事業で18億7300万円の限度額設定を行っております。これは、熊本地震による半壊以上の損壊家屋等について、その解体撤去及び処分を所有者にかわって実施するもので、9月議会でも230件を見込んで追加の補正を行っておりま

すが、11月末現在での申込件数が272件と  
なっておりますので、今後、申込期限の12月  
28日までの申込件数を339件と見込んだと  
ころで限度額を設定し、年度内の完了が見込め  
ませんので繰り越すものでございます。

次に、第3表・債務負担行為補正は、今回、  
4つの事業で債務負担行為の追加を行っており  
ます。

まず、コミュニティセンター管理業務委託  
は、平成29年4月のコミュニティセンター開  
設に伴い、施設の一部管理業務を13の地域協  
議会に委託するもので、期間を平成29年度ま  
で、限度額を2832万6000円に設定して  
おります。

次に、一般農業制度資金（熊本地震被害対  
策）利子補給及び保証料補助は、熊本地震の被  
災者向けに新たに県が設けた資金融資等に対  
し、本市から申請していた1社が承認されたた  
め、借り入れた資金の金利負担軽減支援策を講  
じるもので、平成29年度から平成31年度ま  
で、限度額を貸付限度額1000万円に対する  
利子補給及び保証料補助としております。

次に、八代市産地形成促進施設東陽交流セン  
ター「せせらぎ」及び八代市農林産物等直売施  
設「菜摘館」管理運営委託は、今年度末をもっ  
て指定管理期間が満了となりますので、平成2  
9年度から平成33年度までの5年間、委託先  
を株式会社東陽地区ふるさと公社とし、限度額  
を3510万円に設定いたしております。

次の八代市体育施設管理運営委託につきまし  
ても、今年度末をもって指定管理期間が満了と  
なりますので、八代市総合体育館を初め8つの  
体育施設の管理運営を、平成29年度から平成  
33年度までの5年間、委託先をNPO法人八  
代市体育協会とし、限度額を3億5202万円  
に設定いたしております。

7ページに移りまして、第4表・地方債補正  
は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の

追加及び変更を行うものでございます。

1の追加では、地域総合整備資金貸付事業で  
9800万円を追加いたしております。

次に、2の変更では、まず、道路整備事業  
で、補正前の8億8420万円から1億456  
0万円増額し、10億2980万円に変更いた  
しております。

次の河川海岸整備事業で、補正前の1780  
万円から680万円増額し、2460万円に変  
更いたしております。

次の社会体育施設整備事業で、補正前の3億  
1470万円から4億8980万円増額し、8  
億450万円に変更いたしております。

次の学校整備事業で、補正前の1億6830  
万円から1億6080万円増額し、3億291  
0万円に変更いたしております。

次の港湾整備事業で、補正前の1億7970  
万円から1億1140万円増額し、2億911  
0万円に変更いたしております。

最後に、災害復旧事業で、補正前の3億13  
50万円から710万円増額し、3億2060  
万円に変更いたしております。

詳細は15ページから16ページにかけての  
歳入、款21・市債のところの説明いたしま  
す。なお、起債の方法、利率、償還の方法につ  
きましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。11ペ  
ージをお願いいたします。

まず、款10、項1、目1、節1・地方交付  
税で3億6903万円を計上いたしております。  
これは今回の補正予算の一般財源でござい  
ます。

次に、款12・分担金及び負担金、項1・分  
担金、目2・土木費分担金、節1・河川費分担  
金で45万5000円を計上しております。こ  
れは、繰越明許費のところの説明しました地域  
防災がけ崩れ対策事業に係る受益者負担分で  
ございます。

次に、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節2・児童福祉費負担金で1605万円を計上しております。

まず、保育所運営費負担金の537万6000円は、地域型保育給付費の対象施設として、平成28年4月から氷川町に新たにひかわ保育園が設置され、市内在住の園児が9名入園しているため、その不足分に対して補助されるものでございます。

次に、児童扶養手当負担金の106万74000円は、手当額及び第2子以降の加算額改定などにより支給額が増加したことなどにより、不足分に対して補助されるものでございます。

12ページをお願いします。

項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で5億5397万7000円を計上しておりますが、これは、先ほど繰越明許費のところの説明しました臨時福祉給付金給付事業に対する補助でございます。

次に、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金で1億7803万5000円を計上いたしております。これも、繰越明許費で説明いたしました、国の2次補正により防災・安全交付金の増額内示があったことから、平成29年度で予定しておりました工事の一部を前倒して実施する経費に対して補助されるものでございます。

内訳としましては、松崎町田中町線における視覚障がい者誘導ブロック設置事業に220万円、萩原町一丁目十条町線ほか13路線の道路ストック点検・修繕事業に1億6318万5000円、下屋敷・樅木線における災害防除事業に1265万円でございます。

次の節5・河川費補助金で地域防災がけ崩れ対策事業交付金569万8000円を計上しております。これは、先ほど繰越明許費のところの説明しました龍峯の興善寺地区における崩壊防止工事に対して補助されるものでござい

ます。

次に、目5・教育費国庫補助金、節2・小学校費補助金で2951万3000円を計上しております。これは、まず、先ほど繰越明許費のところの説明いたしました、説明欄にあります代陽小学校から文政小学校までの8校の体育館における非構造部材の耐震化に係る経費の一部に対する補助2242万7000円と、説明欄の一番下の、これも繰越明許費のところの説明しました、泉第八小学校の空調機の改修に対する補助708万6000円でございます。

次に、節3・中学校費補助金で1619万9000円を計上しておりますが、これも非構造部材耐震化に係る経費の一部に対する補助でございます。内訳は、説明欄のとおり、第二中学校など6校の体育館でございます。

次の節6・社会体育費補助金で3816万円を計上いたしておりますが、これは熊本地震で被災しました総合体育館及び東陽スポーツセンターの天井の改修工事等に対して補助されるもので、総合体育館施設整備費補助金が2666万円、東陽スポーツセンター施設整備費補助金が1150万円でございます。

13ページに移りまして、目6・災害復旧費国庫補助金、節1・厚生施設災害復旧費補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金の3億6364万7000円は、先ほど繰越明許費のところの説明しました、熊本地震による半壊以上の損壊家屋等、その解体、撤去及び処分を所有者にかわって実施するための経費に対して補助されるものです。

次に、款15・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節2・児童福祉費負担金で268万8000円を計上いたしております。これは、国庫負担金のところの説明いたしました地域型保育給付費の不足分に対する保育所運営費負担金でございます。

次に、項2・県補助金、目4・農林水産業費

県補助金、節1・農業費補助金で4625万8000円を計上しております。

まず、地震被害対策農業資金利子補給費補助金の1万9000円は、先ほど債務負担行為のところで説明しました一般農業制度資金の利子補給及び保証料に対して補助されるものでございます。

次の担い手確保・経営強化支援事業補助金の4527万9000円は、日奈久、八千把、郡築及び千丁の4経営体が融資機関から融資を受け、ハウスの整備や農機具などの導入に際し、その融資残に対して補助されるものでございます。

次に、学校給食支援等事業補助金で16万円を計上しておりますが、これは、学校給食における地産地消を推進するため、地域内食材を初めとした県産食材の流通システムモデルづくりを行う活動に対して補助されるものでございます。

次に、水田汎用化緊急支援モデル事業補助金で80万円を計上しておりますが、これは、農家が自力で暗渠排水を施工できるよう、浅層暗渠施工器——浅い地層の層と書きますが、浅層暗渠施工器を購入する経費に対して補助されるものです。

14ページをお願いします。

目5・土木費県補助金、節4・河川費補助金で284万9000円を計上いたしております。これは、先ほど繰越明許費のところで説明しました龍峯の興善寺地区の崖崩れ防止工事に対して補助されるものです。

次の目8・災害復旧費県補助金、節1・農林水産業施設災害復旧費補助金で1475万2000円を計上いたしております。これは、農業施設災害復旧費補助金として、昭和同仁町ほか3地区の農道や排水路の路面沈下や護岸崩壊などの復旧に係る経費に対して補助されるものです。

次に、項3・委託金、目3・農林水産業費委託金、節1・農業費委託金で160万円を計上しておりますが、これは、先ほど県補助金のところで説明しました水田汎用化緊急支援モデル事業として、排水効果を検証する実証事業に対する委託金でございます。

次に、款17、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金で1億4135万円を計上いたしております。これは、ふるさと納税制度の拡充等により、ふるさと元気づくり応援寄附金への寄附申し込みが当初の見込みを上回っていることによる増額でございます。

15ページに移りまして、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目6、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金で8192万6000円を計上しております。このうち7762万1000円はふるさと納税事業で、ふるさと納税の返礼品の拡充及びPRの強化を図ったことにより寄附金額が大幅に増加したため、寄附金額に連動して発生する関連経費に繰り入れるものでございます。また、残りの430万5000円は、五家荘デイサービスセンター管理運営事業として、五家荘デイサービスセンターの介護浴槽入浴装置が老朽化により故障し、近隣に代替施設もないため、取りかえに要する経費をふるさと元気づくり応援基金から繰り入れるものでございます。

次に、目9・やつしろ文化振興基金繰入金、節1・文化振興基金繰入金の70万円は、熊本地震で被災しました袋町の医王寺の復旧経費に対して、文化財保存事業費補助金として交付するため、繰り入れるものです。

次に、款19、項1、目1、節1・繰越金で2751万3000円を計上しておりますが、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款21、項1・市債、目1・総務債、節1・総務管理債で9800万円を計上いたし

ております。これは、八代市地域総合整備資金貸付要綱に基づき、医療法人明朋会が診療所を建設する事業に対して無利子貸し付けを行うもので、起債対象事業費の100%でございます。

16ページをお願いします。

目5・土木債、節1・道路橋梁債で1億4560万円を計上いたしております。これは、先ほど繰越明許費及び国庫支出金で説明いたしました舗装補修工事に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の100%であります。

次の節2・河川債では680万円を計上いたしております。これは、国県支出金及び分担金のところで説明しました地域防災がけ崩れ対策事業で龍峯の興善寺地区の崩壊防止工事に係る市債で、起債対象事業費からこれらの特定財源を除いた額の100%、230万円と、県河川海岸事業負担金として、海岸堤防等老朽化対策緊急事業に対する市債で、事業費の90%、450万円でございます。

次の節3・港湾債で1億1140万円を計上いたしております。これは八代港県営事業負担金で、当初予算計上分の事業費確定に伴う調整及び国の2次補正予算による事業追加分の事業負担金に係る市債で、事業費の90%及び100%でございます。

目7・教育債、節1・小学校債は、先ほど繰越明許費及び国庫支出金で説明いたしました小学校8校分の非構造部材耐震改修に係る市債で、緊急防災・減災事業債を活用し、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の100%、8290万円と、泉第八小学校空調設備改修事業に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の100%、1640万円でございます。

続きまして、節2・中学校債で6150万円を計上しております。これも、先ほどの小学校

債と同様、中学校6校分の非構造部材耐震改修に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の100%でございます。

次の節3・社会教育債で4億8980万円を計上いたしておりますが、まず、総合体育館施設整備事業の3億8910万円は、熊本地震で被災しました総合体育館の天井改修工事等に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の100%、次の東陽スポーツセンター施設整備事業の1億70万円は、同じく熊本地震で被災しました東陽スポーツセンターの天井改修工事等に係る市債で、起債対象事業費から国庫補助金を除いた額の90%及び100%でございます。

次に、目8・災害復旧債、節1・農林水産業施設災害復旧債で710万円を計上しております。これは、先ほど県補助金で説明いたしました昭和同仁町奨順地区農道等6カ所の災害復旧工事の市債で、起債対象事業費から県補助金を除いた額の90%でございます。

以上、今回の歳入の説明といたします。

続きまして、歳出を説明いたします。

説明に入ります前に、まず、今回の補正予算における人件費の補正内容につきまして説明いたします。

補正の主な要因としましては、人事異動、退職者や休職者、育児休業者、市町村職員共済組合負担金の率の改定の影響によるものでございます。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてでございますが、国においては月例給、一時金ともに3年連続となる引き上げ改定が実施されるところでございます。しかしながら、熊本県におきましては、さきの熊本地震の影響により民間給与の実態調査ができなかったことや、県内の厳しい経済情勢などを総合的に勘案し、本年の給与改定については行わないこととされております。また、熊本市におきまし

でも、同様の事情により、極めて異例のこととして、本年の給与勧告自体を見送っているところでございます。

このようなことから、本市におきましても、県内各自治体の動向を注視しながら慎重に検討を重ねた結果、熊本地震による影響や、昨年の給与改定等について熊本県準拠としていることなどを勘案し、熊本県と同様に、本年の給与改定は実施しないこととしております。

それでは、17ページをお願いいたします。

まず、款1・議会費でございます。

項1、目1・議会費では、議員31人及び一般職10人分の人件費で64万9000円を減額しております。

次に、款2・総務費でございます。

項1・総務管理費、目1・一般管理費では8992万6000円を計上しております。これは、水防手当など人件費の補正として、特別職2人、一般職172人分で1230万5000円の増額、及びふるさと納税事業における寄附金額の増額により返礼品及び業務委託料等に不足が生じたため、7762万1000円を増額補正しております。

次に、目4・財産管理費では、一般職4人分の人件費を16万1000円減額しております。

次の目5・企画費で1億1954万7000円を計上しております。

まず、並行在来線経営分離対策事業については、肥薩おれんじ鉄道を安定的に運行させるため、鉄道基盤の設備維持に係る費用等について補助を行うものであり、平成27年度分の肥薩おれんじ鉄道株式会社の決算承認を受けたこと、また、負担割合について熊本、鹿児島両県の協議が整いましたことから、2154万7000円を補正するものでございます。

次に、地域総合整備資金貸付事業は、地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団の支援を得

て民間事業者が無利子の貸し付けを行う事業で、今般、医療法人明朋会が錦町で実施する診療所建設事業に対して9800万円を貸し付けるものでございます。

18ページをお願いします。

目7・交通防犯対策費では、一般職3人分の人件費を103万9000円増額しております。

次の目8・人権啓発費では、一般職で11人分の人件費を679万1000円増額しております。

次に、項2・徴税费、目1・税務総務費では、一般職69人分の人件費を1564万4000円減額しております。

19ページに移りまして、項3、目1・戸籍住民基本台帳費では、一般職26人分の人件費を902万5000円減額しております。

項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費では、一般職6人分の人件費を834万5000円減額しております。

次の項5・統計調査費、目1・統計調査総務費では、一般職で4人分の人件費を993万円減額しております。

20ページをお願いします。

項6、目1・監査委員費では、特別職1人分、一般職5人分の人件費を56万8000円増額しております。

ページが飛びまして、36ページをお願いします。

款12・諸支出金、項1・基金費、目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費で1億4135万円を計上いたしております。これは、ふるさと納税によります寄附金の増額に伴い基金への積立金に不足が生じるため、補正するものです。なお、11月末時点での今年度の寄附金の申込額は1億4819万7000円となっております。

以上、今回補正の歳出の説明といたします。



んですからお尋ねすつとですが。有利な起債というともいっばいあつとを何で利用できんとですか。後で借りかえしなつと。そういう手法はとられんとですか。あくまで市債でやりたいという気持ちですか。これ、わかりますか。

○財政課長（尾崎行雄君） 起債につきましてはですね、（委員亀田英雄君「あ、俺が言い方が悪かったな」と呼ぶ）起債につきましては、今、一番有利と考えられるですね、起債を最大限借りる予定でございます。（委員亀田英雄君「ちょっと勘違いしとった」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい、いいです。ごめんごめん。

○委員（成松由紀夫君） 今の亀田さんの関連になるんですけども、国が3分の1であるとか、国庫補助金ですよ、例えば2分の1とか、10分の5.5とかという補助があつたですよ。実際は国の基準というか、予算を見るのが低いということになると、今、資材高騰であるとか、労務単価が高騰しとるとか、まだまだ上がるとか、あるでしょう。ということは、実際のところ、例えば3分の1ですよ、2分の1ですよと言うても、その割合には達していかないという見方をしといたほうがいいちゆうことですか。建物とか土木費とか。

○財政課長（尾崎行雄君） その補助の対象の中にですね、学校施設のように基準単価で見ると、補助の事業費について、先ほど10分の5.5とかというふうに見る分と、あとですね、薄くなるのが、補助事業なんですけども、あわせ行い単独分も含まれてまして、そこが補助対象にならないということで、トータルの総事業費につきましては、そのまま補助率どおりにいかないということで薄くなってしまいう分がございます。

○委員（成松由紀夫君） じゃあ、もうそれぞれで変わってくるということですね。（財政課

長尾崎行雄君「はい」と呼ぶ）わかりました。

それと、どこだったっけ、18ページの人権啓発費の679万1000円の、ちょっとこの内訳と内容をちょっと教えてもらっていいですか。

○人事課長（白川健次君） 人事課、白川でございます。よろしくお願いします。

この人権啓発費に関しましては、人事異動等による影響額が主なものでございまして、内訳としまして、給料が246万6000円、扶養手当が31万、通勤手当が3万4000円、期末勤勉手当が311万4000円の増、それから管理職手当が11万8000円の減、それから児童手当が3万9500円の増、共済費が55万2000円の増、そういった内容での人件費の増加ということになります。

○委員（成松由紀夫君） 人件費の件とこの人権な違うでしょう。いや、人権啓発費で、これは要するに、人権政策課の職員さんたちの異動とか、そういうふうな理解を、担当課の職員さん方の部分ですよという人件費で見てくださいちゆう話ですか。

○人事課長（白川健次君） そのとおりでございます。

○委員（成松由紀夫君） そんなら、ちょっと文言を変えたらいいんじゃないですか。人権政策課におらす人が人権啓発しよる費用みたいな、何かほら、何かちょっとなじまんような気がしたんですよ。人権啓発費というのは、何か別に、何か違う形でつけるとかなと思ったけど、要するに、そうですね、給料とか職員手当と書いてあるけん、人権政策課の職員さんたちの費用なんですよという理解をすればいいということですよか。 （人事課長白川健次君「はい」と呼ぶ）わかりました。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありますか。

○財務部次長（辻本土誠君） 申しわけありません。先ほど歳出の説明で、17ページの議会費の人件費の補正の金額のところですね、私が64万7000円の減額と申し上げましたが、64万9000円の間違いでございました。申しわけございませんでした。

○委員長（堀口 晃君） 訂正をお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 濟いませぬ、先ほどのちょっと続きになりますが、災害対策債というのは使われんとですかね。話戻りますけど。

○財政課長（尾崎行雄君） 今回のですね、国の通知ではですね、八代市は災害対策債は使えないということで、（委員亀田英雄君「使えないってなっとつ」と呼ぶ）はい、地域としてですね、八代市は起債できないようになっておりますので、その分が、半壊と全壊のですね、損壊家屋の処理費の補助裏にですね、災害対策債を使えるところは起債してくださいと、それ以外の地域については特別交付税で措置しますということで通知を受けております。

○委員（亀田英雄君） ならですよ、庁舎の財源というのはもう合併特例債のみという格好で観測しとんたつとですか。

○財政課長（尾崎行雄君） 申しわけございません、災害対策債とですね、濟いませぬ、私、災害復旧事業債を間違えておまして（委員亀田英雄君「ああ、ごめんごめん」と呼ぶ）庁舎等にですね、活用するのはですね、単独の災害復旧事業債でございます。申しわけございません。（「それは使えるわけね」と呼ぶ者あり）そちらは、災害復旧事業債は使えます。

○委員（亀田英雄君） なら、そっちは何でこっちに使いならんとですかという話ですね、今度は。

○財政課長（尾崎行雄君） 今回の学校施設とか、（委員亀田英雄君「総合、東陽とかですよ、体育館」と呼ぶ）はい。そちらがですね、

交付税措置をですね、今回、緊防債を活用してますけども、そちらのほうが、緊防債のほうが有利と、100%の充当率で70%の交付税措置があるということで、災害復旧事業債のほうにつきましてはですね、47.5から85.5%の交付税措置なんですけど、それは毎年ですね、償還額に応じて変動する関係で、現在の償還見込み額からすれば緊防債の70%のほうが有利ということで、そちらを活用予定としております。

○委員（亀田英雄君） はい、わかりました。

と、もう一つ。公債費と市債の関係。これはもう、今回も市債を多額されとつとですが、これは予定どおり、想定内ということでされとつとですかね。想定外なのか。計画の中に入つとつとかなと思うんですが、今から起債を重ねんばん事業のいっぱいあつじやなかですか。国のあれはあつとでしようが、これは想定内なのか、計画内なのかということころをちょっと、その観測ば教えてください。

○財政課長（尾崎行雄君） 今回の熊本地震によります災害復旧関係につきましてはですね、想定外でございます。

○委員（亀田英雄君） もちつとわかりやすく話ばしてくればよかばつてんですね。財政計画をやつぱり上回るペースで起債が進んどるちゅう見込みかな、岩本部長。

○財務部長（岩本博文君） 災害分は当然、想定外ということですね。（委員亀田英雄君「うん、わかるわかる」と呼ぶ）財政計画上はですね、28年度から大体、借りる分と返す分、これが逆転する、（委員亀田英雄君「逆転してる」と呼ぶ）はい、というような見込みで、ここ数年間は続くというところ想定はしておりますので。

ただ、この災害分がさらに来たので、その辺はですね、今後また財政計画、今、また直近のを作成中なんですけど、いろんな起債を考え

て、その中で、どれくらいの幅で市債残高が積み上がっていくか、あと、市債とその返還分との関係で、公債費負担比率を私たちの目標とするところの一定の線、そこまで、いろんな制限を受けないようなところでの、押さえたところでの財政計画をつくれるのかどうかということも検証しながらですね、今進めていますので、お尋ねの部分でいけば、借りの分が上回ってきているというのは、想定内というところでは想定内というところであります。

○委員（亀田英雄君） いろんな制約を受けるということになれば大分、何ちゅうかね、財政状況は悪化しとるちゅう話ですよ。そげんとはならんごとしてほしかと。その財政計画はいつ示さるってですか。

○財務部長（岩本博文君） 今度、3月定例会がありますけれども、そこには当初予算でいろいろな、また目玉的なものも乗ってくるかと思しますので、そのときには財政計画を示したところのお話を進めさせていただきたいというふうには思います。（委員亀田英雄君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） いいですか。

ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） ふるさと納税事業関連でお尋ねしたいと思います。

まず、14ページですけれども、寄附金の補正が提案されております。今回、約1億4000万増で、都合2億1000万程度になるかというふうなことと受けとめてますが、あわせまして、17ページにふるさと納税事業で7700万程度増額でございますが、既決予算が2400万程度だったかというふうに思いますので、ふるさと納税事業に係る経費はトータル1億超ということかなと。そうしますと、お見込みの年度末までの寄附金約2億円に対して、係る経費は約1億円程度、そういう認識でよろしいでしょうか。まずこれをお尋ねしたいと思います。

ます。

○財政課長（尾崎行雄君） そのように予定しております。

○委員（西濱和博君） 当初、本年度予算から寄附金をお納めいただく額がふえたということは喜ばしいことかなと。執行部の御努力を評価したいというふうに思います。全国でこの取り組みというのは非常に活発化しておりますが、一方、八代市にお住まいの方がですね、他の自治体に寄附なさっているというのもあるかと思いますが、そこら辺の数字、どのように捉えていらっしゃるか、わかればお教えいただければと思います。

○財政課長（尾崎行雄君） 残念ながら、28年中につきましてはですね、どこの市町村も来年の1月10日を締め切りとしまして全国から、要は、八代の方が全国にふるさと納税をされた場合には八代市のほうにその通知がですね、ワンストップ特例といいますが、そちらの通知が来るのが1月10日が締めということで、ちょっと年を明けないとですね、集計ができなないと。

参考までに、平成27年度、こちらのほうがですね、全体で八代の方が2700万ほど全国の自治体に寄附されまして、そのうち八代市の市民税への影響額ですね、減税額が約1000万ほどありましたということです。

○委員（西濱和博君） なぜお尋ねしたかという、いわゆる寄附いただくお金だとかかかる経費は目に見えてわかるんですけど、実態として、どこの市町村も今おっしゃったような数値が来ないとどのような状況かわからないというのと、税金にどう関連するかというのが余り意識がないところであって、こういう取り組みが今後どのように動くかというのは注視しなきゃいけないんですけど、いわゆる消耗戦にならないようにですね、本当に地域のことを愛してい

ただ、地域のためになるというような持続性のある制度として運営していければという思いもございますものですから、執行部の今後の取り組みに関心を寄せていきたいと思いません。

なお、この事業というのは、これまでの所管課さんの現行業務の中に新たに加わってきたところ等もあるかと思えますものですから、現行体制でこの膨大な業務をですね、担っていけるかどうか、いろいろ、セールス面だとか、地域の経済界の皆さんとのネットワークだとかも必要でございますので、しかるべき体制づくりについてもですね、御検討なされたいかがかなというふうに思います。

以上です。

**○委員長（堀口 晃君）** ほか、ございませんか。

**○委員（堀 徹男君）** 今の関連なんですけど、実質、いただいた寄附金から返礼等々を返せば半分ぐらいの実入りになってるかと思うんですけど、今の計算でいくと、また、何ですか、うちからも出ていってる市県民税の減額分とかというのも含めればですよ、実際の実入りというのがそこまでないのかなという、目に見えた数字よりもですね、ふうに感じるんですよ。まだボリュームがふえれば実入りの枠もふえるんですけど、大幅に伸びたという原因は何なのか、分析ができていますか。

**○財政課長（尾崎行雄君）** 大幅に昨年度からですね、ふえた大きな要因はですね、やはり全国版のふるさと納税を取り扱うですね、大手の、何というんですかね、業者さんを活用しまして、ホームページ上でですね、かなり全国的に啓発したというのと、もちろん八代の特産品ですね、こちらのほうをアピールできたというのがあると思います。

**○委員（堀 徹男君）** 予算の概要の資料を見るとですね、委託料という形で出てるんですよ。

ね。今のお答えだと、ふるさと納税にかかわる部分では、ある一面は業者さんに委託をして事務やってるという部分があるということで、それはまた経費の部分に含まれているということなんですかね。

**○財政課長（尾崎行雄君）** さようでございます。先ほど経費として、2億が目標で、1億程度が経費になると言っただけなんです、7000万強はですね、返礼品、八代の特産品を全国にお礼として送ると。あと、残りの3000万近くがですね、そういう返礼のですね、要は、クレジットの受け付けから、配送からしていただく分のですね、そういう手続関係の委託分です。そういうふうな経費が出ております。パーセントにしますと10%強がですね、そういうふうな手数料を委託料として支払っております。

**○委員（堀 徹男君）** 手法としてはいいんじゃないかなと思うんですけど、じゃあ、実際、財政課としては、そこ、ふるさと納税にかかわる事務はそこまで煩雑じゃないというふうに捉えていいんですか。

**○財政課長（尾崎行雄君）** 現在のところですね、現在、もう7000件以上ですね、受け付けやってるんですけども、まず、最初に始めたのがですね、20品目から始めまして、現在、もう60品目を超えているというような状況で、商品開発といいますか、事業所と交渉しましてですね、こちらのほうに提供していただけないかというところの手続から、実際それを登録するまでですね、その商品を登録するまでのつなぎをですね、委託している業者にお世話しているとか、あとですね、実際、お客様が個人なものですから、ふるさと納税がどのような形なのかとか、問い合わせがですね、ひっきりなしに来る場合と、あと、品切れがあった場合ですね、それでも欲しいというお客様の問い合わせとか、毎日ですね、特に12月が多いものですから、かなりの件数で問い合

わせ等がっております。

○委員（堀 徹男君） わかりました、はい。  
勉強になりました。

○委員（中村和美君） 一ついいですか、最後に。明朋会ということですが、場所的には3号線沿いの宮地部品と、そしてパチンコ屋の、あの間のでけておる、あそこが医院ですか。

○企画政策課長（野々口正治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画政策課の野々口でございます。よろしくお願いたします。

はい、今の御質問につきましては、おっしゃった場所でございます。（委員中村和美君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（西濱和博君） ちょっと大卒のことでお尋ねなんですけれども、冒頭、次長のほうから、ことしの人勧対応についての御解説をいただきました。とりわけ未曾有の大震災を受けた熊本県被災地ということで、熊本県が重く受けとめているというのも理解したいというふうに思います。一方、県内の熊本市を除く各市においては、今回の人勧対応というのは、その対応が分かっているかというふうにお見受けしているところなんです、国公準拠のとおり上げる予定の市の数、それと、上げない市の数の情報をお持ちでしたらお聞かせいただければと思います。

○人事課長（白川健次君） 熊本市を含みます県内の14市に確認をしました結果として、国に準じて改定するという市が9市ございます。また、県に準じて改定しないところが本市を含めて5市という状況になっております。国に準じて改定を行う市というののほとんどは昨年の給与の改定時に国準拠という改定を行っ

ている市ということになります。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。個人的な所感なんですけれども、捉え方として、地震があったことを受けての県民の置かれている状況だとか、生産活動の状況あたり、民間企業の調査ができないということでの県、熊本市の御判断だったかなと。そうならざるを得ないというのは一定の理解ができるかと思えます。

一方では、そのことと、一つ、すみ分けをあえてするとするならば、人事課長がおっしゃった、前回、国に準拠したところと県に準拠したところが判断のよりどころだったかなというふうに受けとめたところですが、そういうふうな考えでよろしいでしょうか。再度、確認させていただきたいと思えます。

○人事課長（白川健次君） 今回の熊本地震ではですね、職員も大変長期にわたる避難所の運営ですとか、支援物資の運搬等、苦勞したところもございます。また、八代市のですね、企業、それから市民の皆さんにもですね、多大なる影響が出ているという状況でございます。

ですから、今委員さん言われましたように、本市としましても、熊本地震の影響、それから、昨年度から県に準拠した形で、県の給与表に準じた改定を行っているという判断の中で、今年度は八代市は県に準じた形で改定しないという判断をしたところでございます。

○委員（西濱和博君） ありがとうございます。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、これより採決いたします。

議案第124号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第7号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

---

◎議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号(歳入及び繰越明許費)

○委員長(堀口 晃君) 引き続き、議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号中、歳入及び繰越明許費を議題とし、説明を求めます。

○財務部次長(辻本土誠君) それでは、引き続きまして、今回追加いたしております議案書のその2をお願いいたします。また座って説明させていただきます。こちらでございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書を1枚めくっていただきまして、議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号の総務委員会付託分につきまして説明をいたします。

それでは、3ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で歳入歳出それぞれ6060万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ700億9580万円といたしております。

次に、第2条で繰越明許費の補正をお願いしております。

内容は4ページに記載しておりますので、4ページをお願いいたします。

第2表・繰越明許費補正は、款3・民生費、項1・社会福祉費の災害見舞金等支給事業(一

部損壊)で6060万円の限度額設定を行っております。これは、熊本地震において住家が被害を受け、住家の修理費に30万円以上100万円未満を要した一部損壊世帯に対して見舞金3万円を支給するもので、申込期限を平成29年12月28日までとすることから、災害見舞金及びその事務費について繰越明許費を設定するものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。8ページをお願いいたします。

款17、項1・寄附金、目5、節1・災害復旧費寄附金で4060万円を計上いたしております。これは、熊本地震を受けまして、八代市に対していただいた寄附金を活用し、先ほど繰越明許費で説明しました災害見舞金に要する経費に予定いたしております。なお、災害復旧費寄附金は、さきの9月補正予算において指定文化財復旧事業に約2000万円を充てておりますので、その残額は11月末現在で約6000万円となっております。

次に、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目6、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金で2000万円を計上しております。これは、ふるさと納税を募集するホームページにおいて、熊本地震からの復旧のための緊急寄附を募っており、その寄附額の1500万円とふるさと納税で使途が特定されていない寄附金のうちの500万円を合わせまして今回の災害見舞金に要する経費に予定しております。

以上、歳入の説明といたします。

なお、総務委員会関係の歳出はございませんので、これで、平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号の説明といたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長(堀口 晃君) ただいま説明が終わりました。以上の部分について、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（堀口 晃君） 質疑はないようです。なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第141号・平成28年度八代市一般会計補正予算・第8号中、歳入及び繰越明許費について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

---

### ◎議案第133号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第133号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○総務部長（水本和博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、議案第133号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について御説明を申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

行政の一般職員の任期を定めて採用いたします本制度は、国及び地方公共団体の一般職職員の任用制度としまして平成14年に法律が制定されて制度化されております。その後、熊本県や県内の各市におかれましても随時、条例が制定され、現在までほとんどの県内各市がこの運用をしているところでございます。

一方、八代市では、合併後の職員数削減の流れの中で特にこれまで運用の機会に至りません

でしたので、制定をしていなかったところで。しかしながら、八代市の行政を取り巻く近年の状況といたしまして、1つに、このたびの熊本地震を受けての危機管理政策上の対応、あるいは2つ目に、4年後のオリンピックやその前年の世界女子ハンド、ワールドカップラグビー、高校総体開催など、一時的に集中する大規模スポーツ大会へ向けた対応、3つ目に、国の法改正や制度改正、あるいは新規補助事業の創設などによりまして一定期間、業務の集中があること、4つ目に、専門性を有したり、一定の資格を持った職員の確保の重要度が増していることなどの主な要因から、今までの市の職員の人材確保の方法だけでは効率的な職員の確保、配置が年々難しくなっておるという状況でございます。

したがいまして、八代市としましても、既に確立しておりますこの任期付職員の採用制度は、こういった課題に対しまして大変有効に活用できる任用制度の一つであって、毎年実施しております4月期の新規職員採用に加えて、受け皿の幅を広げた採用の方法がとれるものというふうに考えております。このことから、今回、条例の制定につきまして提案をいたすものでございます。

詳細につきましては、この後、白川人事課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議方、お願いいたします。

○人事課長（白川健次君） 皆さん、改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人事課、白川でございます。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議案第133号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について御説明をいたします。議案書は5ページからになります。

なお、今回はですね、配付しております資料、右肩に議案第133号関係資料と記載して

おります八代市一般職の任期付職員の採用等についてという資料、こちらの資料になります。これ、ございますでしょうか。こちらの資料をですね、中心に説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律などの規定に基づきまして、専門的な知識、経験やすぐれた識見を有する者などを任期を定めて採用するため、この法律が条例に委任をしている事項について制定するというものでございます。

配付しております資料の1、条例制定の目的というところをごらんください。

国や県からの権限移譲や制度改正への対応、それから市民ニーズの多様化など、行政を取り巻く環境は日々変化をしております。業務においては高い専門性も求められてきております。そのような中、これらに的確に対応するためには、専門的知識または識見を有している人などを一定の期間任用することは、効果的な行政サービスの提供を実現するための有効な手段であるというふうに考えております。そのため、今回条例案を提案し、本市においても新たに制度の運用をしたいと考えているものでございます。

資料の2、任期付職員の種類というところをごらんください。議案書の条例案でいきますと6ページから8ページの上のほうにかけてあります第2条から第6条の関係の部分になります。

今回の任期付職員制度には、大きく分けて4つがございます。

まず1つ目が、条例の第2条第1項のほうに規定をしております任期付職員。この職員を特定任期付職員と呼びますが、これは高度な専門的知識、経験やすぐれた識見を有する者を一定期間、活用するというものになります。例えば、医師、弁護士、それから大学の教員などが

想定をされるところでございます。この場合の任期につきましては、法律の規定によりまして、5年以内ということになります。

また、2つ目が、条例の第2条第2項に規定をしております任期付職員。この職員を法律では一般任期付職員と呼びますが、専門的な知識、経験を有する者を期間を限って従事させるというものでございます。例えばですが、専門的な知識、経験を有する職員の育成に時間がかかる場合ですとか、あるいは急速に進歩する技術や専門的な知識、経験の性質上、その知識、経験が有効に活用できる期間が一定期間に限られている場合などが該当いたします。例えば、観光業務ですとか施設長、システムエンジニアなどが想定をされるところでございます。この場合も、先ほどと同様に、任期は5年以内ということになります。

また、3つ目が、条例の第3条に規定をしております任期付職員で、公務の能率的運営を確保するために、一定の期間に終了することが見込まれる業務ですとか一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に対しまして、任期を定めて採用するというものでございます。この場合の任期は原則として3年以内ということになりますが、条例の第5条の規定によりまして、公務の能率的運営を確保するために特に必要な場合には5年以内とすることができます。

さらに、4つ目が、条例の第4条に規定をしております任期付職員。この職員を任期付短時間勤務職員と呼びますが、住民サービスの提供時間を延長したり提供体制を充実する場合などに、短時間勤務職員として任期を定めて採用するというものでございます。この場合も任期は原則3年以内、特に必要な場合には5年以内ということになります。

続きまして、資料の3、主な給与関係のところをごらんください。議案書の条例案でいきますと、8ページからの第7条、それから第8条

関係のところをまとめております。正規職員と任期付職員、それから臨時・非常勤職員の給与関係を一覧にしたというものでございます。

まず、①の特定任期付職員の給与につきましては、条例の第7条で適用する給料表を定めるとともに、業績手当を支給できることなどを規定をいたしております。また、第8条で、手当のうち扶養手当、それから住居手当、時間外勤務手当等は支給しないということを定めているものでございます。

それから、④の任期付短時間勤務職員の給与につきましては、同じく条例第7条で、一般職給与条例の給料表を適用した上で、実際の勤務時間に応じた金額とすることを規定しております。また、手当につきましては、第8条で扶養手当、住居手当等は支給しないということを定めているものでございます。

なお、②の一般任期付職員、それから③の任期付職員の給与につきましては、この条例案の中に給与に関します特例というのを定めておりませんので、昇給や昇格がないということを除けば、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員と同じ扱いということになるものでございます。

最後になりますが、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、あわせて本条例の施行に関し必要となります勤務時間条例、それから退職手当条例の改正を行っているというものでございます。

国におきましては、平成14年にこの条例の根拠となります地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律というのを施行しております。また、国のほうからは、任期付職員制度は各地方公共団体の行政運営において最適と考える任用、それから勤務形態の人員構成を実現するための手段の一つであり、制度のさらなる活用について検討をお願いするという旨の通知があつているところでございます。

県内では既に熊本県、それから熊本市を初め11の市がこの制度により危機管理やIT、企業誘致、それから文化財の学芸員等を採用しているという状況でございます。また、水俣市におきましても、本年の12月議会に同様の条例案を提出しているというふうに聞いております。

本市ではこれまでも本制度の導入について検討してまいりましたが、熊本地震の経験を踏まえまして、災害対応の分野で高度の専門的な知識、経験を有し、危機管理に精通した職員をマネジメントの発揮できる職として採用したいと考えて、今回、条例を提案させていただいたのでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 最後の部分で、災害対応のマネジメントもできる職員ということがあったんですけどね、前回の一般質問でも、災害のことに対してお尋ねをしたときに、そのような総括は聞く機会がなかったんですよ。地震の総括をお聞かせくださいと私、一般質問をしたんですが、その付近に不足が生じたような説明は全然、聞く機会がなかった。突然出てきたんですね、ちょっと唐突感があつたんですが、どのような地震の総括をされてこのようになってきたというのがありますか。総括があつたけんこげんした話でしょう。災害対策本部か何かでこげんとが足らなかつたけんという意見が出たんですか。初めて聞きましたもん、こんな話。災害対応……。

○総務部長（水本和博君） まず、今回の条例につきましては、いわゆる特定任期付職員という部分については、災害部門というところでのお話も一般質問の中でも出したところなんです

けども、今回の任期付職員につきましては、それ以外の部分全てを網羅するという部分のところで、4種類があるということで今、説明をしたところでございます。現在、実際にそれを運用する中でどういう想定があるかという中で、一つには災害対応というところで今、考えておるといところがございます。

今回の地震につきましては、いわゆる防災計画のほうを持っておりながら、なかなか、それが実動の部分で生かせなかった部分がかかなり多く見られるというところで、それも踏まえて防災計画の改定を進めておるところでございますが、その中で、いわゆる今、危機管理課、所管課ということと、危機管理監というようなポストもございますけども、その中で十分、実動の部分としてですね、対応ができなかった部分、あるいは今後、計画改定をするに当たって必要な、計画の中に盛り込むべき部分というのの検討というふうなことの中では、やはりこういった災害関係の分野に特にたけておられる方をぜひ職員として、特に一般職員として採用したいというところで考えたところでございます。

特定職員につきましては、今の災害分野というところが今、考えの中にはあるんですが、それ以外でも採用する部分というのは、今後も災害以外でも出てこようかというふうには思っております。

以上でございます。

**○委員長（堀口 晃君）** 部長、今、亀田委員がおっしゃられた分について、総括はしているのかというふうな部分、それと不足が生じたのかという部分について、もうちょっとお答えいただいていいですか。総括をしているのかどうかということ、不足が生じたのかどうかという、その分をちょっとお願いします。

**○総務部長（水本和博君）** 今回の災害の結果につきましてはですね、総括ということでは、各現場からの意見のほうを集約したという中で

ですね、今後とるべき対応というのを総括したところでございます。

**○委員（亀田英雄君）** ちょっとわかりにくかった説明だったというふうに思います。災害分野にたけた人とおっしゃるけれど、何を求めたいのかようわからんじゃなかですか。何が不足したからというのがなければですよ、誰を、どんな人を雇いたいのかという明確な目的ははっきりしないというふうに思います。

でございます、それはもう堂々めぐりの話なんですけど、後で意見で申し上げたいと思えますが、これ、人事案件に上ってくる案件になってくつとですか。こればすれば、後は市長の専決で行っていかるとですか。どんな雇用の体系になってるのか、雇用の体系って。どんなふう、後の流ればちょっともう少し詳しくお知らせください。

**○人事課長（白川健次君）** こちらは一般職の任期付職員ということですので、人事案件という形で上がっていくという形で、（委員亀田英雄君「人事案件」と呼ぶ）はい、人事案件という形で上がってくるものではございません。通常の正規の職員と同じような採用形態ということになりますけども、流れとしましては、当然、競争試験、それから面接試験等をするという形の中で、面接につきましては、複数の面接官による面接を行って、副市長を委員長とします、そしてまた部長を委員とします任用委員会に諮りまして、その結果に基づいて、最終的にはもう市長が決定をするということになりますけども、そういった審査の過程を経てですね、特にその職員がどういう点ですぐれているかという部分もですね、しっかりと見きわめた上で採用していくということになります。

**○委員（亀田英雄君）** 順番が逆じゃなかですか。どういう方面にすぐれているかちゅう話じゃなくてですよ、どういう方面にすぐれた職員をお願いしたいからそればするわけでしょう。

反対ですもん、目的と結果が。だって、違うとじゃなかですか。何を、だけん、ただ選んで、なら、あんたはあれに合うけんという話になる。初めに何を求めたいかが見えんとにですわい、ただ職員ば雇うとですか。今の話はそんな感じじゃなかったですか。

○人事課長（白川健次君） 濟いません、私の説明が不足しておりました。今委員さん言われたように、まずは、どういう人が欲しいと今回の目的を示した中で職員の採用を求めて、その中でもどういう点でその人がすぐれているかという部分を見きわめながら、本当に欲しい部分の知識、経験があるかという部分を見きわめながら採用していくということでございます。

○委員（亀田英雄君） 八代市の職員が足らんけんという話ですかね。何か、地元のことは全部、八代市の職員でくっどうと思うとですよ。だって、よそから、外部から連れてお願いしてもですわい、結局、自分たち以上に知っとることはなかはずと私は思うんですよ。そこに安易に優秀な人というところでお願いしてもですよ、結局、その意思の疎通に時間がかかったり、もっと内部から上げようちゅうことが大事じゃなからうかと私は思うんですけど。安易に走り過ぎじゃなからうかというふうに思います。

あと、今、雇うということ、ちょっと表現な悪かですが、雇用するとなればですよ、議会にお諮りされるんですか、こういうのをしたいとか。あとは全部、内部の話、執行権の中におさまってしまう話になっていくとですか。こういう職員をお願いしたいからというのは、議会に説明される、外部に説明される機会があつとですか。全部、執行権の中でもうおさまってしまうとですか。それと、濟いません、もう一丁。給料なんかもちょうと具体的に説明願えますか。2つ。

○総務部長（水本和博君） 今のお話の、今、

白川課長が話しました今後の、例えば運用する場合の流れについて、今、白川課長が申し上げましたけども、これは人事権の部分で、市のほうでの決裁をとってというようなことになりますので、事前に議会のほうにお示ししてというふうな流れというのは特には設定はございません。

それと、もう一点については、白川課長。（人事課長白川健次君「じゃあ、給料のところを」と呼ぶ）

○人事課長（白川健次君） それでは、私のほうから、任期付職員の給与について御説明させていただきますと思いますが、条例の第2条第1項で規定しておる、お配りしております資料でいきますと、①の特定任期付職員、こちらにつきましましては、この条例の中の第7条第1項に規定をしております給料表によるということになりまして、これは国の法律の中にあります給料表をそのまま適用させていただいているという状況です。

それから、（委員亀田英雄君「具体的によかね」と呼ぶ）具体的な金額ですか。（委員亀田英雄君「うん」と呼ぶ）はい。

それでは、第7条第1項は、議案書でいきますと8ページのちょっと上のほうになりますけれども、第7条ということで、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、これは特定任期付職員といますが、には次の給料表を適用するというところで、1号給から7号給までを設定をしているというところでございます。1号給につきましましては月額37万1000円、2号給が41万9000円という形で、7号給まで、82万9000円というところまでの、要は、その人の持っている専門的知識、経験の度合いですとか、あるいは従事していただく職務の重要度、困難度に応じた形での号給設定ということをご想定しているところでございます。

それから、②、条例の第2条第2項になります、配付資料でいきますと②の一般任期付職員につきましても、基本的には、八代市一般職の初任給、昇格、昇給等に関する規則の第5条の規定によりまして、大学卒の方であれば1級の25号給ということで、具体的には17万6300円、それから、短大卒の方であれば1級、第15号給ということで15万7300円という設定をしております。

それから、条例の第3条、それから第4条の規定、資料でいきますと③の任期付職員、それから④の任期付短時間勤務職員につきましても、短大卒の方と同じ、1級、15号給ということで、15万7300円という設定をしているところでございます。

以上です。

**○委員（亀田英雄君）** 第7条の部分です、1から7まであつじやなかですか。これ、どうやってこの差ばつげなるつもりですか。表にはこう出てきてあつとですが、普通はどうやって、この違いはどうやって示されるんですか。

**○人事課長（白川健次君）** 今も御説明をしましたように、その方が持っている専門的な知識、経験の度合い、それから、従事していただく職務の重要度、困難度ということでこの7つの号給に振り分けるといことになりますけれども、実際には、その方を任用する職ですね、その職責、職務内容に応じたところでの適用というところを考えております。

**○委員（亀田英雄君）** だけんですよ、だけん、だからどうやってされるんですかって。初め、なら、7号給の人を募集しますというふうな格好で募集しなるわけですか。人を見て、相手見て1から7に振り分けなつとですか。やり方がちょっとわからない。

**○総務部長（水本和博君）** 先ほど白川課長が申しました、その方の専門度の度合いという部

分を含めてもちろん考えますが、こちら、八代市の一般職としての任用ということになりますので、八代市として、どういったところ、例えば部長級というふうな人材となるのか、次長級というふうな人材でなるのか、そういった形です、その受け入れとなります私どものポジションをどうするような職責、職に持つてくるかということも含めながら、その1から7までのうちのどの中に位置づけるかというふうなところを検討するということになるかと思っております。

現実的には、例えば、これは月額での表記になっておりますので、5号給、6号給、7号給等につきましてもはですね、相当高額な金額が出ておりますので、これは国の基準を持っておりますので最大82万9000円までなっておりますが、現実的には、特に6、7とかいう部分の受け入れというのは極めてまれな状況というふうなことなんだろうなというふうには考えてはおります。

以上です。

**○委員（成松由紀夫君）** ちょっと、最初おっしゃられた部分での区分で、例えば言いなつたですよね。1番は例えば医師、弁護士云々というふうなとか、2が観光関係云々とか、考えられる、今の4つの区分の中での、こういう方々がなれるのではないかと予想がつくところの例を4個分ちょっと教えてほしいのと、それと、今も何か、普通の、——普通のというか、市役所の職員さんの採用とは何か別に、何かこういった採用のやつばやられつたと思うとですよね。何かな、「民間企業経験者」と呼ぶ者あり）民間から入れる云々というところの。私は多分、そののちょっと、これはもっとバージョンアップして、専門的なことでちょっとやられるようなとり方をしつたんですけども、それとはまた全く違う中でやるんですよ、いや、あれも、民間から入れてくる方もこの中に入るん

ですよというふうになるのか、ちょっとそこら辺、2点、教えてもらっていいですか。

○人事課長（白川健次君） まず、この給料表、それぞれの任期付職員の中でどの辺に該当するかということになるかと思いますが、まず、第2条の第1項では、特定任期付職員につきましては、先ほども言いましたが、医師ですとか弁護士、そういった方が想定をされる中でございます。その場合にはこの7条の1項の給料表を適用するということになりまして、その中でどれくらいの号給をするかというのは、そのときの状況によって判断しなければならないということになるかと思えます。

ただし、第2条の2項以降ですね、配付いたしました資料でいきますと②の一般任期付職員、それから③の任期付職員、それから④の任期付短時間勤務職員、こちらにつきましてはこの第7条の第1項のこの給料表を適用するわけではありません。一般の行政職の給料表を適用すると。（委員成松由紀夫君「もう一回」と呼ぶ）一般の職員の、行政の給料表、行政職給料表を適用するということになります。

これにつきましては、この第7条第1項に規定していますのは、特に高度な専門的知識、経験を有しているということで別に給料表を定めているというふうに御理解をいただければと思います。

それから、現在しております、（委員成松由紀夫君「いやいや、ちょっと。2、3、4の例は」と呼ぶ）あ、2、3、4の例、そうですね。

2の例としましては、例えば、先ほど御説明と重複するところもあるかもしれませんが、カウンセラーですとか観光業務、それからいろんな施設の施設長、それから少人数の学校教師等の採用がほかの自治体の状況を見ればあるという状況です。また、技術職ですとかですね、IT関係の業務への採用というのも考えら

れると思っております。

それから、③の任期付職員につきましては、大きなスポーツ大会の開催のように、一定期間に限ってですね、業務量の増加が見込まれる場合ですとか、あるいは規模の大きな調査、例えば国勢調査のような規模の大きな調査など、一定の期間内に業務が終了する、そういったところでのですね、採用というのが、先進の事例を見ればあっております。

それから、④の任期付短時間勤務職員につきましては、戸籍や住民票の発行業務ですとか税証明発行業務、そういった窓口サービスの充実ですとか、あるいは介護休暇や育児のための部分休暇を取得する職員の代替というふうな形での採用が見られるという状況でございます。

（委員成松由紀夫君「と、もういっちょ」と呼ぶ）

もう一つが、現在、市のほうでは民間企業の経験者についての職員の採用というのもいたしております。これにつきましては、やはり即戦力ということを目指して採用させていただいているという中で、任期の定めのない職員ということになりますので、ある程度長期間にわたって本市で活躍をいただくということを期待しているものです。

それに対しまして、今回の任期付職員というのは、即戦力ということは同じかもしれませんが、もっと専門的な知識を生かしていただいたりとかいう中でですね、任期を3年ないしは5年ということで、限られた任期の中での活躍を期待して採用するというところでございます。

ですから、それぞれで趣旨、メリット、そういったところの違いがありますので、それぞれの制度をこれからも検討していきながら活用していきたいというふうに思っております。

○委員（成松由紀夫君） もうそこら辺を説明されればですね、よかと思うとですよ。だけ

ん、要は、民間採用もこっちの任期つき採用も、どっちに転んでも即戦力で、専門的に動いてもらわないかんけんで、部分的な専門知識のある人を4段階に振り分けてというようなことで、市の求める者ちゅうか、ニーズに応じてやっていくということでしょう。

だけん、例えば、ほら、防災、災害関係を考えとるけん、考えとるけんというとは余り前面に言いならんでも、ほかの、例えばスポーツの世界大会関係も入ってきて、今度何か、スポ振も専門室みたいなのを置かれるんでしょう。だからやっぱり、スポーツ関係のやっぱり有識者なんていうのは、ただのイベント屋じゃ全く機能せんですもんね。やっぱりそれも競技団体の上層部とつながるとかんと。やっぱりそういうときに、例えば、3番の任期つきあたりで入れられたりとかというとも考えとんなっだろうし。

私がちょっと見とってですね、思うとが、今、警察の出向理事とかおられますね。それと、この間、るる一般質問で、政策審議監についてもいろんな見方があられるので、それは自由でいいんですけども、非常にですね、警察出向理事の方に、私は地元町内のこともあるもんだからいろいろと、仕事を見とってですね、大変な激務ですよ、見とったら。審議監のこともですね、ちょっと見ておったれば、国、県にパイプ役としてのつなぎでやっぱり相当動かされてるなというのは、予算を見たり、いろんなもので感じる部分があるんですよ。やっぱりそういう、県からの、また県のOBの方だったり、私も以前から一般質問で何回も言うんですけども、警察OBの方とか、警察から来ていただいて専門知識で頑張っていただかんばんとか、そういうのもこの中にその都度その都度入ってくると思うとですよ。

だけん、そういう部分では非常にこれは、任期つきにしても民間採用にしてもということ

で言うと、この任期つきも、例えば1回、任期つきで入れたんだけども、これはやっぱり長期的戦略等、いろんなものが必要だよなといったら再任は妨げないとかですよ、やっぱりそういうものも入れていかなんというとは私の意見なんですよ。

だけん、やっぱり警察OBの方をどんどん入れてですね、目光るところは目光らせていくとか、それとか、やっぱり、県、国からでもやっぱり来ていただくところは来ていただいてというところで、とにかく即戦力でスピード感を持ってということがまず一番の大前提だろうなと。

ただ、それによって市の職員さんの方々がですね、誤解を恐れずに言えば、余りそっちに依存してしまうのもよろしくないかなと。やっぱり逆に、国、県から来られるとか、警察の方が来られるとかという、民間から来られた、その人たちのノウハウ的なものとか専門知識を盗んで、——盗むという言い方はどうですかね、まあ見習ってというか、見習って、よし、じゃあこの部分はこういう対応をすればいいんだとか、こういうふうに関連していったらいいんだなというようなことをやって、最終的には、さっき亀田委員が言われた、もう八代のことは八代で全部でくっじゃないかというようなやっぱり行政としての組織を目指したらいいんじゃないかなというふうに私は解釈しとるけん。

これについては、そういう、再任を妨げないであったりとか、その辺はどぎゃんなってるんですかね。

**○人事課長（白川健次君）** 再任用という部分につきましては、任期につきましては、先ほど御説明しましたように、3年ないしは5年ということで定められますが、再度、例えば競争試験ですとか選考、そういったものを受ければ、同じ人がさらに、再度任用されるということは可能な制度ということになっております。

○委員（成松由紀夫君） そういうことになつてれば、多分、これも安易に何でもかんでも外にお願いするというのではなくてされていくんでしょから。ただ、なかなか対応できないということがありますね、やっぱり八代の中の諸問題。そういうところは再任して、例えば警察の方でも、警察OBの方がいいのか、現職の方がいいのか、そういうことも見きわめてやるとか、弁護士さんでもそうだし。そういうことも、再任を妨げないでできる部分はやる。

しかし、もっと、市の職員さん方でも、自分たちでももっとやらないかんというところはやっていかんと、確かに業務量が、国、県からの権限移譲が多くて大変、現場の職員さん方も災害時、特に、何ですかね、危機管理課あたりも、災害時、私もやりとりしよりましたけど、総括もいいんですが、大変だったと思うとですよ。見ておりました。現場判断で各地域性に合わせてというようなことを言われたときに、それに批判される方もいらっしゃいましたけど、私は現場で見ておって、あれは、現場判断と言われたほうが逆に地域性が発揮できて動けたというのが八千把の避難所についてだったんですけどね。

だから、そういったこともいろいろ、報告をいろいろやっていけば理解してもらえんと思うけれど、ぜひそういったこともやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。

○委員（前川祥子君） 今、このことに関しての御説明はよくわかりました。それで、戦力が欲しいというのが本音じゃないかなというふうに思っております。私は質問として、これ、人数はどの程度採られるような予定、ございますか、今の段階で。

それから、これが採用が決まったということ

に、採用というか、これが制定されるということになった場合、いつからこれを使っていけるかということもお伺いしたいんですが。

○人事課長（白川健次君） 人数につきましては、この制度を導入した後、どういう職種、業務の中でですね、活用していくかというのを検討する中で人数的なことは決まってくるかとは思っておりますが、今考えているところでは、危機管理に精通した職員というのは複数名は要らない、1名でいいだろうというふうに思っておりますし、大きなスポーツ大会の開催に係る部分については、当然、正規の、任期の定めのない職員もそれに従事するという必要はあると思いますので、それに加えてということで、若干名ぐらいになるのかなというふうな想定をしているところです。現時点ではですね。

それから、いつからこれを使っていくのかということにつきましては、施行日は公布の日からということをお願いしておりますので、本議会で御承認をいただけたならば、その後、なるべく早いうちに例えば募集をかけるとかいうような形をとって、来年の4月からはこの任期付職員という採用も行っていきたいというふうには考えているところです。（委員前川祥子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか。

○委員（鈴木田幸一君） えっとですね、これはですね、私も公務員しておったんですけども、非常に私はいいい制度だなというのがまず私の感想じゃあつとですよ。ただ、こういう場合の人事ちゅうとに非常にいろんな方々の思惑が入り込んでから、そして人事に反映する場合があるもんだからちゅうとが、そこはやっぱり注意してもらいたいちゅうこともありますし、そすとですね、これ、果たしてですよ、例えば、特定任期付職員の方は最低が37万で最高が82万ということで今、この表がありますけどですたいな、これは常勤でしょう。（「はい」と

呼ぶ者あり)なら、例えばですよ、弁護士とかドクターがですよ、そういったもの、特にやっぱり必要な方々ばする場合は、とてもこの範疇ではおさまらん今までの給料をもらっておられる方が入ってこられる可能性があっじやなかですか。当然、もう勇退して、いろんな技術を持っておられると思いますけれども、勇退してもう老後の仕事でという考えで来てもらうなら、とても困るわけなんですよ。その辺のところについてはどんなふうにご考えておるんですかね。

**○人事課長(白川健次君)** まず1点目につきましては、委員おっしゃいましたように、常勤ということになります。

それから、給与につきましては、基本的にはもうこの金額をお示しする中で応募していただくということが原則ということになりますけれども、この第7条の第3項でですね、どうしても必要なときというのはこの7号給よりも給料を上げることは可能であるというふうにしておりますので、本当に必要な場合にはそういうところでの対応はできるかというふうには思っております。

**○委員(鈴木田幸一君)** もう一つ心配がですよ、任期付職員とか、一般任期付職員とか、任期付短時間勤務職員とか、いわゆる職員間でも相当な区別されるわけなんですよ。今、八代市は職員を減らそうということでどんどん動いておるちゅう部分がありますよね。あとまだ、あと何百人かじゃなかつたですかね、たしか、まだ減らさそうちゅう気持ち。そういうものと少し逆行する部分が出てきやせんですか。

というのもですね、例えば、専門的な知識を得た人を採用するっていう考え方もありますけれども、現に、実はですね、今の職員でも、十分な専門的な知識を持っている職員がおるんですよ。それ以外にまた採用することになるわけなんでしょう。相当な待遇ばもって任期ばするわ

けです。相当な待遇ばもってしなければいかんちゅうとも十分に考えられると思うんですよ。だから、いわゆる、市が今、職員減らしをしながら、ただし任期付職員をふやすということに対する、そういう自己矛盾は感じらんとですかね。

**○人事課長(白川健次君)** 確かに、任期付職員というのは今までにない採用の形態ということですので、新たにという部分ではございますけれども、例えば、一時的に業務がふえたりとか、ある一定のところまで業務が終了する、そういった場合に任期の定めのない職員を採用するということは、その後の人件費の負担というものもある、そういう中で、この任期付職員は3年とか5年という任期を設定できるという意味では、今言われたように、職員を減らしている中でふえてしまう、一時的にはこれでふえるかもしれないけれども、必要な期間を過ぎれば任期が切れるという形になりますので、本市にとっても有効な任用の一つの形態なのかなというふうには思っているところでございます。

**○委員(鈴木田幸一君)** 何か、非常に歓迎すべきような内容でありながらも、少し話し合いが必要かなというとも感じながら今聞いてとつとですよ。もう少し私たちが勉強せんばいかなかなと思いつつ聞いてとつとですけども。

いろんな、例えば非常勤職員との差とかですね、あるいはですね、例えば、一定期間に例えば忙しいちゅうとは、例えば税務課なんかもそうじゃなかつたですか。税務課なんかはもう本当に、2月から6月までは物すごく忙しいちゅうとがありますよ。1月ぐらいからですね、ありますし、そのとき集中して人間ば、確認せんばいかなちゅうとがあるけん、それなんかは例えば人事の中で、例えば十分に対応できる部分もあるなつて思うし、今までの、特にですよ、今回、今までの、例えば任期、この条例を

つくることによってこういう大きなメリットがありますというのを、1つでよかですけん教えてください。今までのやり方でも十分に、八代市は動いとったわけでしょう、今までの条例でも十分に。ところが、これば改めてつくるということに対してはやっぱし、こういう大きなメリットがありますよということでのやっぱし提案と思いますので、それを1つですね、こういうものがありますという例をもらうならば何か安心するものがあつと思いますけど。

○人事課長（白川健次君） 今委員さんおっしゃいましたように、確かにいろんな業務で繁忙期というのがありまして、そういう中でも、例えば人事の異動で対応しているという部分があります。ですから、これからですね、そういう対応は当然していかなければいけないというふうに思っておりますが、もう一つの制度としてですね、この任期付職員というのが国のほうでも制度化されたということを受けて、本市でも導入したいという部分ではあります。

大きなメリットというところにつきましては、もう先ほどから何度か言っておりますけども、やっぱり、なかなか本市の行政の職員としての中では培うことのできない専門的な知識、経験を有している方というのを外部のほうから招くということで、そのなかなか得がたい部分について本市の職員へ引き継いでいただけるといふような部分、そういった部分が一番大きなメリットになるのかなというふうには思っているところです。

○委員（成松由紀夫君） さっきの確認ば、済いません、手短に。さっき、一番最初、観光業務とかアドバイザーっておっしゃられた2のところ、2回目はなかったんですけど、これは大丈夫なのかというのと、あと、さっき私が言った、警察OBという文言ば使ったですけど、例えば現役の警察の方とか、現役の消防関係、消防署の方とかは可能なのか、現時点では可能

じゃないのか、よろしいですか。採用が。

○人事課長（白川健次君） 済いません、現役の職員さんにつきましては、現在、本市で行っておりますのは人事交流というような形をとらせていただいております。（委員成松由紀夫君「ああ、なるほど。そっちで」と呼ぶ）ですから、今後も基本的には現役の職員さんについてはそういう形をとることが一番の優先になるのかなというふうには思っております。

そういう中で、もう前の仕事を退職をされているような方とか、あるいはもう退職して、でも八代のほうに来たいとか、そういった方につきましてはこの任期付きの制度ということになるかというふうには思っております。

○委員（成松由紀夫君） ということは、お医者さんと弁護士さんも現役ではなくてということになるんですか。あくまでOBを考えたほうがいいんですかね。それとも、医者と弁護士さんについては現役を考えているということなんですかね。

○人事課長（白川健次君） お医者さんとか弁護士さんにつきましては、例えば自営でされている方とかもいらっしゃいますでしょうし、ですから、それにつきましては、もう基本的には現役で活躍されている方という方を期待しております。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） いや、観光のほうも。

○人事課長（白川健次君） 観光のほうは……（委員成松由紀夫君「観光は、さっき、最初の説明でよかったのかどうかです」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） 成松委員、もう一回、その観光のほうのちょっと説明をしてもらってよかですか。

○委員（成松由紀夫君） いやいや、さっき言った1番目の説明で、観光アドバイザー、観光って入ってて、2番目のときにこの第2項目に

入ってきとらんかったので、それは2番目の区分で大丈夫なのかなという確認です。

○人事課長（白川健次君） 先進事例を見ればというところがございますけども、2番目の項目、資料の②の一般任期付職員の中で、観光業務ですとか、カウンセラーですとか、いろんな施設の施設長、そういったものへの採用というのが見られるというところがございます。

○委員（成松由紀夫君） ということであれば、現役の方は人事交流で対応するし、お医者さんと弁護士さんは現役も考えられるということと、あと、観光関係もということであれば、DMOあたりもですよ、地方創生の加速化交付金もらっている中で、まあ災害はあったものの、なかなか当初の計画からずれ込んでおるようなこともあるので、そういったところもやっぱり専門知識のある方をもって活用するとか、やっぱりそういったことにもどんどん幅を広げてですね、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○委員（中村和美君） 一つ要望なんですけど、今、広域の消防のほうからも、OBの署長上がりさんも市職員のほうで頑張っておられる人が一人、二人おいでなんですよね。そういう人たちが危機管理なんかはやっぱり専門であろうし、これで危機管理はどういうわけじゃないですけど、そういう交流関係の人たちはその人たちなりに大事にさせていただいて、そしてですね、採用していただきたい。

で、給料が違うのは当たり前のことで、医師を雇うのと我々みたいな一般の人を雇うのちゅうのは、これはもう給料の格差というのは当たり前のことですから、十分ですね、注意して、現在OBで頑張っておられる人たちは専門的な人たちが多くと思いますので、その専門職の者はとにかくその専門職をぜひ任せてもらっていただきたいというお願いをさせてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 要望でよろしいですか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。西濱委員。

○委員（西濱和博君） 意見の段階で。

○委員長（堀口 晃君） あ、意見のほうで。ほか、ございませんか。

○委員（堀 徹男君） 私、一般質問させていただいたんですけど、①、②の特定任期と一般任期の分だけしか私、聞いてないんですよ。そのお答えには危機管理に精通した人材をということだったんですけども、私が想定している、狙っている危機管理のスペシャリストというのとお考えになられている部分がですね、一致してればもろ手を挙げて賛成できるんですけど、私は本来、特別職としての位置づけがあって、組織機構的にもですね、一般職として部長級さんたちの方々と並んでいるようなのはイメージしてないんですよ。亀田委員もおっしゃったんですけど、まず目的があって、どこに何があってこういうのを持ってくるのかというのがですね、お話の筋道としては説得があるのかなと思うんですよ。具体的に、今、どこに目的、着地点があってこういう条例を設定されていくのかというのが、2つしか聞いてない部分の中では、そこまで答えが余り見えなかった部分もあるんですよ。

4番の任期付短時間勤務職員さんなんていうのは、これはコミュニティセンターとかをですね、今度、一部業務委託とかされますけど、そういった職員さんあたりにですね、これを、何というかな、張りつけることができるのかというような想定とかもしてあるんですかね。どういう運用の仕方を実際されていくのかなという部分が、それぞれの部分の中にですね、イメージとして湧いてこないんですよ。

実際、条例は確かに14年、15年あたりで組織機構改革とかも緩和されてますし、手続としては、流れとしてはいいんでしょうけど、実際、条例を制定するということに対してはもう少し慎重に考えたいなという部分があるんですよ。イメージの中がですね、湧かない部分があるんですよ。実際、本当にどうやって運用していきたいのかというのが。そこら辺の具体的な説明のイメージってありますか。（「言わんですか、ばちっと」と呼ぶ者あり）

○総務部長（水本和博君） 例として、他市町村で実際に運用しておられる例というのがありますので、それをちょっと参考にしながらという形になるかと思いますが、特に③、④についてはですね、④については短時間勤務ということになりますので、時間が、通常の市の就業時間、8時半から5時15分まで以外で延長したりする部分とか、早く時間をスタートする部分の業務等については、そういった短時間勤務職員あたりの張りつけというのは可能かと思っております。

お話にちょっと出ましたコミュニティセンター化になった以降の件ということについては、具体的に、そのことに、それをイメージしてですね、何かシミュレーションをしたという、特にそれはまだございません。ただ、この制度については、制度の利用ができるというふうなことがはっきりしましたらば、そういったところへの対応というのもできるかと思えます。

それと、任期つき、③の職員につきましては、②も含めまして、特に資格職、それと、資格を持っておられる方の配置というのが非常に必要になっているセクションも数多くございますし、他市の状況からしましても、1級建築士の方でありましたり、文化財の専門の分野の方でありましたり、保育士でありましたり、こういった方につきましては、実際、八代市のほうとしてもなかなか専門職の部分のほう確保が

難しくなっていると。採用状況にしましても、現場でも、もっとそういった資格者の部分が欲しいというふうな声も現場のほうからももらっておりますし、そこらあたりの配置というのは今後、まだ具体的なところでの、個別にどこにどういった職員を何名、任期付職員で扱いたいというところまでの具体的な話まではなっておりませんが、想定としては、そういった、技術でありますとか、資格職の職員を採りたいというふうなことを考えております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 濟いませぬ、今、再任用と聞こえたんですけど、基本的に、そういうことをお考えなんですかね。（「再任用と言ったな」と呼ぶ者あり）

○総務部長（水本和博君） 失礼しました。任期付職員ということで、再任用というのはまた全然別のものでございますので、ちょっと、再任用は訂正をいたします。任期付職員ということでございます。

○委員（堀 徹男君） そうですね。運用をですね、公布の日からすぐやりたいということなんですけど、特に4月の1日からスタートをしなければいけないというような業務に従事されるんですかね、この仕組みを導入された場合は、例えば年度の途中からでもスタートしてもいいわけでしょうし。そういうのはどのようにお考えですか。

○人事課長（白川健次君） 確かに、業務によってはですね、年度の途中からの採用ということは十分考えられると思っております。ただ、今回、一番想定しておりました危機管理に精通した部分ということにつきましては、やはりマネジメントしていただくという中で、基本的にはやはり年度単位で、年度の頭からという部分のほう適切であろうということで、それに間に合うような形での今回の条例の提案をさせていただいているということでございます。

ただ、確かに、委員おっしゃいましたように、例えば、年度の途中から新たに来た業務があったりとかいう部分も今後十分考えられますので、そういう場合には年度途中での採用ということはあるというふうに思っております。

(委員堀徹男君「ありがとうございました」と呼ぶ)

○委員長(堀口 晃君) よろしいですか。

○委員(堀 徹男君) はい、とりあえず。

○委員長(堀口 晃君) ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

○委員(西濱和博君) 今回の条例は任期付職員の御提案ということで、制度導入の取り扱いかなというふうに認識しております。

私もかつて現職職員のとときに、この任期付職員制度が導入されればいいなと思ったこと、数限りありません。ただ、その折は、まだ定数管理上ですね、取り組みの途だったものですから、任期つきを採用すると定数にカウントするという扱いのもと、状況的にはいたし方ないかなというふうに自分では納得した時期もあったんですが、今まさしく人事院とか総務省も多様な雇用の形態のあり方というのを推奨しております、全国の自治体の導入の状況だとか、私も県内の他の市町村、県も含めてお聞きしますと、非常にフレキシブルに、有効に利活用しているなというふうな受けとめ方をしております。言葉とえば、適時適切に必要な業務に速やかに対応できるという制度からすると、これまでの日本の行政にない非常に画期的な制度だというふうに評価しております。

したがって、今後、先ほど部長のお言葉にもありましたが、運用している他の市町村の状況あたりを御研究なさるとおのずと自分たち

の対応の道筋も見えてきて、必要な採用のあり方というのもその時々に出てくるのかなというふうに思いますので、私は導入に対しては賛成でございます。

以上です。

○委員長(堀口 晃君) ほか、意見ございますか。

○委員(亀田英雄君) えっとですね、新たな条例の制定なんですよ、今、西濱委員の話もありましたが、人事に関係することで、この短期間でこれを納得するまで至っていません、残念ながら。何かもやもやしとるとのいっぱい残つとですたい。一番初めに言いましたように、どのような総括があって、何をしたいのかと、何を求めたいのかというのが明確に伝わってこない。その中で、得がたいものを得たいという話じゃなかですか。得がたいものなら、何か、自分で欲しいと言わん限りは得がたいものは降ってこんとですよ。得がたいものを得たいというとは、日本語になっているようでなっていないというふうに私は思います。これが足りなかったからこうしたいというのを明確にしないと、この短期間でこれを認めてしまうとですたい、将来に、八代の行政のあり方にまで影響しやせんどかという案件になってしまいはせんどかと私は心配すつとですよ。

安易って言うちょっと失礼かもしれませんが、専門職に頼ってしまうと職員が努力する風景が見えなくなる。精いっぱい努力している職員がおつとに、専門職が来て、違うことばしてくるつとですよ、せっかく育った芽が摘まれてしまうようなことにもなりかねない。一番いいことは、八代市の中から育つことが一番いいというふうに思います。

まだ理解を得がたい案件ですので、承服しかねますという意見です。

○委員長(堀口 晃君) ほか、意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、これより採決をいたします。

議案第133号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手多数、よって本案は原案のとおり可決されました。

皆さんにお諮りいたします。12時15分、もうなりましたが、お昼の休憩をとりたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。かなりまだ案件も残っておるところでございますので、午後からしたいと思いません。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。(「1時15分」と呼ぶ者あり) 1時15分。お願いします。

(午後0時15分 休憩)

---

(午後1時15分 開議)

○委員長(堀口 晃君) それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

---

◎議案第134号・八代市職員退職手当支給条例及び八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○委員長(堀口 晃君) 議案第134号・八代市職員退職手当支給条例及び八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(白川健次君) 皆さん、こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 人事課の白川でございます。座って説明をさせていただきます。

それでは、議案第134号・八代市職員退職手当支給条例及び八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は11ページからということになります。

雇用保険法の改正によりまして、失業等給付の給付内容が変更されますとともに、国家公務員退職手当法におけます失業者の退職手当に関する規定が改正されることを受けまして、本市におきましても同様に、失業者の退職手当について定めた2つの条例を改正をする必要があるというものでございます。

配付しております資料、右肩に議案第134号関係資料と記載しております新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、新旧対照表をごらんください。

今回の改正条例は、第1条で八代市職員退職手当支給条例の一部改正を、また第2条で、第2条は新旧対照表の2ページの中ほどからになります、表が分かれている部分になります、この第2条で八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行うというふうにしております。

それではまず、新旧対照表の1ページの八代市職員退職手当支給条例の一部改正でございますが、本条例の第10条は、職員が退職した場合において、退職時に支給をされた退職手当の額が雇用保険法の失業給付相当額に満たない場合で退職後一定の期間失業しているときは、その差額分を特別の退職手当として支給するというのを定めた規定ということになります。

このうちですね、今回改正をいたします第5項、それから、新旧対照表の1ページの中ほどにあります第6項、この2つはどちらもですね、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について定めているというものでございま

すが、第5項の6行目のアンダーラインの部分、それから、同じく第6項の6行目のアンダーラインの部分を見ていただきますとわかりますように、雇用保険法等の改正によりまして、その対象となる者が高年齢継続被保険者から高年齢被保険者というふうに変ったことに伴い、必要となる改正を行うというものでございます。

また、第11項、この11項は新旧対照表の1ページの下の方になります、この第11項は、基本手当に相当する退職手当に加えまして支給することのできる6つの退職手当の内容を定めたというものでございます。

このうち第6号、第6号は新旧対照表の2ページの上の方でございます、この第6号は、公共職業安定所の紹介によりまして広範囲にわたる求職活動を行った場合に広域求職活動費に相当する退職手当を支給するという規定でございますけれども、雇用保険法等の改正によりまして、この広範囲にわたる求職活動に加えまして、職業に関する教育訓練の受講を行う場合にも求職活動支援費として支給されるようになることから、今回、改正をするものでございます。

また、その下にあります第15項、これはただいまの第11項の規定を準用するという部分でございますけれども、国家公務員退職手当法の改正と同じく、第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けた者も対象とするように改正をするというものでございます。

続きまして、第2条の八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正になります。新旧対照表は、この2ページの中ほどから分かっている部分の下の方の表ということになります。

この条例の第16条は、企業職員の退職手当の基準を定めたという規定でございます。このうち第7項につきましては、先ほどと同様にで

すね、雇用保険法等の改正によりまして、広域求職活動費が求職活動支援費として支給されることとなったことから、改正するというものでございます。

なお、施行日は、雇用保険法、それから国家公務員退職手当法の改正法が施行されます平成29年1月1日といたしております。

また、附則で、今回の条例の一部改正に関しまして、条例の施行日以後に該当する者について適用して、施行日前に該当することとなった者については従前の例によるというような必要な経過措置を規定をいたしているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） 以上の部分について、説明をいただきました。以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決をいたします。

議案第134号・八代市職員退職手当支給条例及び八代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

◎議案第135号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第135号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する

る条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○企画振興部長（福永知規君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画振興部、福永でございます。

議案第135号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明をいたします。詳細については野々口企画政策課長のほうからいただきますので、よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（野々口正治君） 改めまして、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）企画政策課、野々口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第135号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明をさせていただきます。申しわけございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

議案書につきましては、15ページからとなっております。

本議案の提案理由といたしましては、今回、平成29年4月1日付の組織機構改革に伴いまして、関係条例10本を1つの条例にまとめて御審議をいただくものでございます。

それでは、内容の説明に入らせていただきますが、説明につきましては、お手元にお配りしております、こちらの右肩に総務委員会、議案第135号関係資料と記載しておりますA4判の資料にて説明をさせていただきます。

今回の組織機構再編につきましては、現在の総務部と企画振興部を市長公室と総務企画部に再編するものでございます。その目的につきましては、多種多様な行政課題に対しまして、迅速かつ的確に、柔軟性を持った対応を可能とすることによりまして、市民の皆様の安全安心の確保と市民サービスの向上を図るというものでございます。

詳しくは、資料にお示ししておりますとお

り、現在、秘書広報課、危機管理課、人事課、文書統計課の4課8係体制となっております総務部を、秘書広報課、危機管理課、人事課の3課6係の市長公室へと再編いたしますとともに、市長公室付といたしまして、政策調整を担う担当者を数名程度配置するものでございます。また、現在、企画政策課にて所管をしております組織編制に関する事務につきまして、人事課に移管するということといたしております。

一方、現在、企画政策課、情報政策課、支所の8課15係体制となっております企画振興部を、企画政策課、文書統計課、情報政策課、支所の9課17係の総務企画部として再編いたします。

続きまして、今回の組織機構再編の主な狙いといたしましては、まず、その下、(1)に記載をいたしておりますとおり、本市の政策立案機能の強化及び組織連携の強化を図るものでございます。これは、先ほど申しました市長公室に配置いたします政策調整担当者が新たな行政課題について情報収集や政策立案を行い、迅速かつ的確に関係部署へ指示を行いますとともに、組織間の連携を促すことによりまして課題の早期解決につなげるもので、行政課題に対する総合調整機能を強化するものでございます。

また、政策調整担当者につきましては、新たな行政課題に対しまして、機動性高く臨機応変に対応することが求められますことから、特定の担当業務を持たないことといたしております。

続きまして、(2)にありますとおり、危機管理体制の強化及び指揮命令の明確化・迅速化を図るものでございます。これは、本年4月に発生をいたしました熊本地震や、近年、大型化をいたしております台風など、これまでの想定を上回るような災害や、急速に進展しております国際化、グローバル化など、目まぐるしく変

化する時代にスピード感を持って対応できますよう、市長公室に危機管理、秘書、広報広聴、人事を配置することによりまして、さらには組織編制の機能を集約することで、市長による指揮命令の明確化と迅速化を図るものでございます。

申しわけございませんが、議案書の16ページをごらんいただきたいと思えます。

第1条から第10条まででございますが、第2条にございます八代市部設置条例の一部改正が、ただいま説明をいたしました総務部と企画振興部を市長公室と総務企画部に再編することに伴い改正を行いますもので、市長公室と総務企画部の設置と両部の所掌する事務について規定をいたしておるものでございます。

また、それ以外の残り、第1条、あるいは第3条から第10条までの9本の関係条例につきましては、部の名称の変更等について関係条例を改正するというものでございます。

以上が今回御審議をいただきます議案についての説明となります。

済いません、あわせて、平成29年度に予定をいたしておりますその他の組織機構再編の内容につきましても、せっかくの機会でございますので、この場をおかりして御報告をさせていただきますと思えます。

たびたび申しわけございませんが、先ほどのA4判の関係資料、それと、あわせてお配りしておりますA3の縦長の関係資料で、八代市組織機構図(案)につきましても、こちらもあわせてごらんをいただければと思えます。

A4の資料の真ん中から下のほうに参考ということで規則関係としております部分をごらんいただきたいと思えます。

まず、一番上になります、住民自治・市民協働を進める中で、地域活動の拠点となります公民館等の施設をコミュニティセンターへ移行することに伴い、組織の再編を行うものでござい

ます。内容は、コミュニティセンターを所管いたします市民活動政策課の住民自治推進係を2係体制といたしまして、逆に、公民館を所管しております生涯学習課の第一、第二、第三公民館係を2係体制に再編をするというものでございます。

続きまして、今後、開催または誘致を予定いたしております女子ハンドボールの世界選手権大会や、あるいは全国高校総体、東京オリンピックの事前キャンプ等を円滑に実施いたしますとともに、地域活性化につながるさまざまな大会の誘致に積極的に取り組みますため、スポーツ振興課内にスポーツプロジェクト推進室を設置することといたしております。

続きまして、3点目、本市の債権回収体制の強化を図りますため、納税課に債権対策室を設置いたしまして、債権管理を適正かつ効果的にを行います組織体制を整えることといたしております。

4点目、八代地域の在宅医療・介護連携事業の推進について、八代市、氷川町、市医師会及び郡医師会の4者が連携して取り組みを進めますために、現在、市にあります在宅医療介護連携室の名称を八代地域在宅医療・介護連携支援センターと改めるものでございます。

最後でございますが、複雑化、多様化する市民窓口サービスの充実、強化を図りますために、現在1係26名の職員で対応しております市民課市民係を2係体制に再編いたしまして、サービス機能の充実、強化を図るものでございます。

以上が、現在、来年度から予定しております係の再編等についての内容を御報告させていただきました。

なお、ただいま御説明いたしました係の再編につきましても、来年4月1日からの組織機構再編に向けまして今後も市内部で検討を行い、今年度の末までに関係規則等の改正を行う予定

といたしております。

以上で説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いをいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） まず初めにですよ、組織再編は大体、執行部の専決じゃなかったろうかと思う。何で議会に上るとかというとは教えていただけませんか。

○企画政策課長（野々口正治君） ただいまの御質問で、今回新たに設置いたします市長公室につきましても、部の再編となりますので、（委員亀田英雄君「部の再編」と呼ぶ）条例の改正が必要となりますことから、議会にお諮りするものでございます。

参考として御説明いたしました係等の再編につきましても、関係規則の改正になりますので、一応、こちらは御報告ということでさせていただきます。

○委員（亀田英雄君） えっとですよ、さっきの話と、さっき、人事、何か、133号と同じ風景がちょっと思うとですが、何が足りなくてこういうことをされるのかというのがわからんとですよ。政策立案を強化するって、今までずっと政策立案はされてきたはずで、企画という部署があって。そこで何かあってこうされるというものが、間が欠けとつですよ。結果だけ出てくるけんとても違和感があつですよ。強化したいという点もですたい、今までずっと頑張っていてきよんかったじゃなかですか。どんな検討をされたのかというところが、ただ形だけ変えれば政策立案ができるという話じゃなかでしょう、同じ人間がずっとですけん、と思うものなんです、その辺の説明が私は足らんと思うとですよ。いつも説明が足らんじゃなかですか、一般質問でも何回となくそんな話はさせていただいとつですよ、もう少し、

何が、このようなことが不便だった、このようなことが足りなかった、このようなことをもう少しというところがあって結果があるというとの説明をしっかりとしていただけませんか、もっと。ただ形を変えればよかちゅう話じゃなかでしょう、と思うんです。

○企画振興部長（福永知規君） 組織再編については、27年に大規模な再編を行わせていただいているところですが、これは、それで一応終わりということじゃなくて、適時、組織再編を行っていくことといたしております、今回もその一つなんです、今お尋ねの、何が不足しておったのかということなんです、現在、組織再編を行ってきて、目標というか、もともとのこの目的なんですけども、迅速化という、先ほど説明のほうありましたが、市民のニーズに的確に対応できる、意思決定の早いスピード感のある組織とするため、これまでの縦割り行政を見直して、横断的な連携の強化を図り、目標を実現するために最も適した体制づくりを行うことの流れの中でございます。

ですから、よりサービスが早く、的確に行われるような組織、限られた人数の中でそれを達成するということが重要になってきてますし、外的環境から言いますと、今までの中央集権型というのですか、決まった事業について、つまり国で政策を立てて実行するようなことについては非常に八代市は頑張ってきているし、今までもそうですし、今からもそうだと思いますが、現在何が変わってきたかという、地域創生の中にもその考えがあらわれておりますけども、多様な主体の中から複合した課題を解決する地域独自の方法を工夫して実施しなさいというふうになってきてます。それは国から言われるまでもなく、これは地域の課題に対面する市としては当然取り組むべきことであると思います。

今、情報収集や共有を行いつつ政策の統合を

行って、そのサービス提供という流れになりますけれども、それをやるに当たってですね、まずスピードをアップするというを最初申しましたけれども、このためにも、一番必要なのは政策立案力、これを上げると。端的に言うと、組織内のコミュニケーション、これをさらによくする必要があるということで、今回の組織再編の中に特に、さっき説明のほうにありましたけれども、自由に、自由にちゅうか、特定課題を持たないけれども、すぐ課題に即応できるような組織づくりを行う。つまり、縦方向のきちんとした組織の中に横の連携を強めていく、そういったことをこの組織の再編の市長公室を設置するというの目的にしております。

ですから、ちょっと全体の説明になりましたけれども、一言で言えば、我々まだ、八代市のサービスは物すごく早いですねという評価は市民からいただいていませんので、さらにそれを早く提供できるように、しかも的確なサービスが提供できるようにするために、今ある組織の中にどういうものを改編していくかということで、この市長公室を提案させていただいたところなんです。

**○委員（亀田英雄君）** 御丁寧に説明ありがとうございました。今まで何回となく聞いた話ですよ。今、八代市は、スピード感を持ってどうのこうのと今言われたのは、——どうのこうの、済いませんね、言葉は悪かですばってん、るおっしゃられたですが、八代市は政策立案は遅かですよ。決定的に遅かですよ。早いとか遅いとかというレベルじゃなかですもん。だって、今度、一部損壊のともですよ、他市町村はもういち早く取りかかれたじゃなかですか。住宅リフォームも何回となく言うのに全然。人の顔を見てしか仕事せんでおってからですよ。済いませんね、ちょっと悪うなって申しわけないです。

それば、総務から文書統計課ば引けばスピー

ドアップするという、その形を変えればスピードアップするって、そう言いなつが私は理解できんとですたい。政策を立案しようと思えば、みんな頑張つてすればよかですよ、現行の体制の中で。形を変えればそげんなると言いなつが私はもう理解ができません。みんな頑張つてやろうぜと言うてから頑張ればよかつですよ。そこが何か足らんとですもん。現行の総務部から文書統計課を引けばスピードアップでくつとですか。質問します。

**○企画政策課長（野々口正治君）** 先ほど部長が申しましたことと少し重複はするかと思いますが、平成27年度の組織改編におきましては、それぞれの部、所管におきます政策立案機能と部内の組織内の連携を強めるために、政策調整審議員あるいは政策担当所管課というものを設置いたしました。さらに今度は、それぞれの所管部同士の連携、強化を図る。今、地方創生等、さまざまな課題がございますが、必ず地方自治体に求められますのは、政策連携でありましたり、地域連携であるという部分が求められてまいります。各部単独で政策が立案できるという部分じゃない部分もかなり多くなっております。

そういった中で、今回の市長公室につきましては、先ほど説明の中でも申しました、市長公室付の政策担当者というものを配置することで、その担当者が新たな行政課題に対して即応して整理を行って、市にスムーズに取り込んでいくというようなところで政策立案機能を高めていくというのをイメージしております。

以上です。

**○委員（亀田英雄君）** 形を変えればですたい、なるのではないって私はもう思いますとですたい。今の形にですよ、その機能ば与えてやればよかつすけん。そげん思わんですか。大事なことは、政策立案をすることですよ。形を変えることじゃないって思うんですよね。

もっと頑張っていたきたいために苦言ば呈しとるって理解してください。こんなことでですよ、言うちゃ失礼ですばってん、お茶を濁す格好じゃとても県下第二の八代市と言えものになるかわからん。今まで執行部の専権とっておりましたもんですから、ほとんどそげん組織改編になんなったもんですから言う機会は余りなかったですが、私たちに発言の機会を得ましたのであえて言わせていただければ、ここにこのような権限を与えますよって言いなればよか話ですよ。何でそげんしならんとですか。そのような格好で考えならんとですか。形を変えることにこだわんなつとですか。お尋ねします。

○企画振興部長（福永知規君） 組織機構の改編というのは、1つは、我々組織内の中ですわね、今おっしゃったとおり、そこの役割はどういうことかということを示すために行っていますし、当然そうだと思いますけども、もう一つは、市民目線から見たときに、一体どういう組織なのかというのが、ひとつはっきり明確にわかることも必要ではないかというふうに考えます。

複合課題が多くなってきたと先ほどお話をさしていただきましたけども、これはどこに持っていったらいいんだろうと、あるいはこれはあっちだろうとかかいうことでお迷いになる。その迷いのところでまずスピードをアップさす必要がありはせんかということで、一つ、一元的なそういう市の組織が存在することで、市民のほうにも安心感を持っていただけるんじゃないだろうかとというふうに考えております。

○委員（亀田英雄君） このように変えらるつとですわい、いったん不安感が増長させられる気のすつとですよ。やっとなれたと思ったらまた変え、やっとなれたと思ったらまた変えて、そしてどこに何のあつとかわからんごたふうになつてしまう。

もう意見になりますばってん、この2ですよ、2。ちょっとひっかかったんですよ、危機管理体制の強化及び指揮命令の明確化・迅速化つて。市長による指揮命令を明確化・迅速化するつていう話ならですわい、さっきの、何ですか、133号の優秀な職員なんのつて要らんじゃなかですか。市長がぴしゃつとすればよかですけん。何かこの話は違うような話がしますけどね。そのような体制を市長がとれば、そんな専門職なんのつて要らんとじゃなかですか。ということにつながりやせんですか。違いますか。お尋ねします。

○企画振興部長（福永知規君） 確かに市というものは組織と職員から成っているということで、それが機能してスピーディーなサービス、的確なサービスができるということであります。ただ、今私たちが、済いません、これも縦割りになってしまうかもしれませんが、組織上、この八代市が機能を発揮する、サービス向上を図るということから考えた場合に、この具体的な方法をとっていけば、さらに今よりも組織力が上がる、人がかわつたとしてもこの機能は我々の八代市に付加できるんじゃないかというふうに考えたところでございます。（委員亀田英雄君「もう、以上です」と呼ぶ）

○委員（成松由紀夫君） 質疑ですわね。

○委員長（堀口 晃君） はい、質疑です。

○委員（成松由紀夫君） 部長、この公室付政策調整担当を数名配置、まあ言うたら、これが一番鍵なのかなと思うとばってん、どの部署の方が何名程度という今、ビジョンはあんなつとですか。何名。何名でどの部署の方々が公室付になるのか。イメージでようございませうけど。イメージがなかなかでけんでしょう。

○企画振興部次長（丸山平之君） まだ、企画政策担当調整のつて、職務とすれば、市長公室に配属するということでありまして、どの課にも所属しないということでは位置づけだけされ

ております。そういうことで、まだはっきりと  
ですね、所属ということは決まっております  
。「何名も決まってない」と呼ぶ者あり

**○委員（成松由紀夫君）**　そこですよ。あの  
ですね、さっきとは別物として考えたかっ  
ですけど、どこの課のって、そもそも  
ですね、いや、そもそも言いたいのは、  
政策調整審議員ばつくなったときに、  
課の中のやっぱり総合的な調整と、  
それと、他の、それぞれ部におん  
なつたですよ、政策調整審議員。それが  
横断的にやるためにこの部署はつく  
ったんですよ。それが横断的にやる  
ためにこの部署はつくったんですよ。当  
時、説明だったですよ。あのときに  
それがじゃあ機能してましたかと思  
うて、私なりにですよ、私なりに見  
ておたけれども、政調、政調と言わ  
ず割には、政調同士が情報共有が  
できたらんような節もあった。課内  
の調整はやっておられるんでしょ  
うけれども、課内だけの話であ  
って、丸いところだけだったでし  
ょう。あれが丸が数珠になってい  
って初めて総合調整で共有して、  
そしてスピード感を持った政策立案  
という話になりやせんかなと思  
うのが、あのときにできたらん  
とをば、こればつくて、——お尋  
ねしますけど、政策調整審議員は  
どやんなつたですかね。今のよう  
な話だと、公室の中に公室付政策  
調整担当という人が別にあらわ  
れてくるのか。どういうイメージ  
なんでしょう。教えてください。

**○企画政策課長（野々口正治君）**　現行  
おります政策調整審議員、これは  
現行どおり各部にしております。  
それ以外に、市長公室に新たに  
特定の担務を持たない政策調整  
担当者4名を配置して、「4名」と  
呼ぶ者あり） 濟いませぬ、今、  
4名程度を想定したところで  
おりますが、配置いたしまして、  
各部の連携を図るところを  
想定しております。

**○委員（成松由紀夫君）**　そしたら、  
4名入れたら、「4名程度」と呼  
ぶ者あり） 4名程度入れたら  
連携がとれるという話になつて  
しま

と、全く、要は、今できたらん  
て、こればつくて、こればつ  
くたらくとつかい、文書統計課  
ばつくらせばどつかいという  
話になりやせんかなと思  
うし、政策調整審議員ばつ  
くたらくたのが、そもそ  
も、結局は機能してなかつ  
たというのを露呈された話  
みたいなことになつてしま  
うというわけですよ。

企画がいろんなことをほ  
ら、濟いませぬ、変な意味  
じゃなくて、何回か指摘、  
福永部長にしとつたと思  
うんですよ。企画のところで  
いろいろ立案していかんば、  
企画のところで動きならん  
ば、企画はどうなんでしょう  
、企画はどうなんでしょう  
というときに、大概の話が、  
考え中ですよ、考え中ですよ  
というものが多かつたん  
ですよ、支所活用についても。  
震災を受ける前ですよ。集  
中か分散かのときに、支所  
の活用についてはどう  
ですかというのは1年以上、  
今、検討中ですよ、考え  
中ですよというものが多  
くて。で、政策立案を、こ  
れを公室に持って行ってや  
ればスピード感が増えて、  
しかもここに指揮命令の  
明確化、迅速化、機動性を  
高く、臨機応変、課題解  
決に向けた総合調整、こ  
れは今までも何回も言  
うとんなつたですよ。いや、  
ごもつともですよ。でも、  
できてなければ、機能し  
てなければ御無理ごもつ  
ともなんですよ、実際。  
どうなかな、これをや  
って本当に大丈夫かなつ  
て。

複合化、多様化、——いや、  
だからですよ、反対はし  
ませぬ。これをやれば我々、  
ばしばし政策立案して、  
スピード感も増してやり  
ますよという話でしょう  
けん、それに期待しては  
おりますけども、政策調  
整審議員をつくられた  
ときから見とつて、あれ  
がむしろスピード感を持  
って迅速化できてました  
かといつたら、そうでも  
ないような気がするし、  
野々口課長ね、頑張つ  
ておられるのもわか  
つてますけど、ただ、  
みんなでほんのこつや  
ろうと言うたらぼんぼ  
んぼんって進むよ  
うな、ただ簡単にい  
かないような問題も  
あろうばつてん、そ  
この総合調整のた

めの政策調整審議員という名前だったですもんね。それが今度、政策調整担当が4名程度で、何に期待してやられるのかなど。

で、この期に及んでですね、1つ私が不安視しとってはですね、市長による指揮命令を明確化、迅速化するための市長公室って文言でしょう。これ、とり方によると、なら、今まで指揮命令を明確化、迅速化できてなかったかのようにもし捉えられた場合ですよ、あれだけ市長がですよ、頑張っておられるところは、国やら県やら走り回ってやってきているときに、これはむしろ、現場の職員の皆さん方がこうやりませう、こうやりたいです、ああやりたいですという話がいろいろ出てきているのが滞っておるならともかく、何かこの期に及んで、今の時期に、これを4月1日から市長公室でっていきなり、私は現場の管理職の方々が市長に責任を丸投げしたような感が否めない、いや、気がすつとですよ。とり方によるとですよ。政策調整審議員がそれだけどうだったのかということは、それこそ総括なり、検証なりということを考えてときに。そこら辺について、福永部長、どぎゃん考えとんなつてですかね。

**○企画振興部長（福永知規君）** 政策調整審議員を組織の中に置いていただいて、ある意味、今度、市長公室に置こうとしている政策担当の人員と部の中での同じような働きをする配置というふうに考えております。今御指摘のとおり、それぞれが部の中では情報や課題の取りまとめを行って把握しているとは思いますが、それが数珠としてつながっているかということなんですけど、その努力を今してもらっているところで、ただ、見えないところがあるかもしれませんが、政策調整審議員の部内での情報収集、それから課題の把握については、きちんと上のほうまで上がってきつつあります。ですから、それを最終的にトップのほうでまとめるものとして、今回のこの調整を行うような組織の

中での位置づけというのが必要ではないかということでもらせてもらっています。

**○委員（成松由紀夫君）** 複合化、多様化とか、何課にわたってと、よくわかってですよ、いろいろな問題あるけん。今おっしゃられた、もう2年たつとですよ、政策調整審議員、できて。今上がってきつつあると言うってどうなんだろうなって。だってもう、それを横断的にということが当初の話だったんですよ。だけど今また再度言いよなつてでしょう、縦割りを横断的に。あの当時も、縦割りを横断的に政策調整審議員はできたんですよ。それが、じゃあ総括としてどうですかと言ったときに、今、数珠がつながりつつあるよ、上に上がってきてるようになってなると、政策調整審議員が横断的にじゃあ、なかなか動きがとれなかった、情報共有は何とかとれてたんですよ、見えてなかった部分もあるんですよと言われればそれはそれでいいですけども、ただ、何かしらの問題のときに部と部をまたがって我々が話をするときに、政調が今度おられるから、政調、どうなんですかという話を求めるとですね、そのときはやっぱりその部の考え方の話だけで、総合的な、部内同士の話ができてって、A部とB部がもう協議をした上で、こういう方向性です、右です、左ですという話じゃなくて、Aは右て言わず、Bは左て言わず、なら政調でどうなってるんですかという話をしても、AとBの話が違っていることが多々あったんですよ。最近でもそんなことがありますよね。それがこの4名程度の方々を置いて本当にスムーズにいくのかということと、何か私はこれ、何か市長に、何かこの期に及んで責任を丸投げしとる感が否めんような部分が非常に心配なんですけどね。

この4名の方々の何がメリットで、デメリットもないです、まああるならあるでもいいですけど、何がメリットで、この4名程度の方々は、どういう内容のことで政策調整審議員の反省も

踏まえてどうなのというのがあれば、ちょっと教えてもらえませんか。

**○企画振興部長（福永知規君）** ありがとうございます。4名という限定ではないんですけれども、その人間がそこにおるということは、決められた担務としてそこに配置されているのではない。つまり、逆に言うと、特定の課題、あるいはほどことは確定できないような課題に対しても機敏に動けるといところが最大のメリットであると思います。そういうものがないと、少し課題に対して、縦割りには非常に強いんですけども、そういったもの以外のものについてはやはり取りこぼしが多くなっているのではないかと。そこがスピード感を減じているというふうに感じられている点ではないかと思っております。

**○委員（成松由紀夫君）** 何か質問すればするほど何か、いや、全然揚げ足とるわけでもなかったですよ。冷静に見て、部長、ずっと今まで言いよったところの部分を取りこぼしがあるとか、決められた担務って、決められた担務じゃないところが政調審議員の特性だったはずなんですよね、説明されよったとき。だけん、今でけんるとに、これを、この政策調整担当は決められた担務がないから自由自在に、縦横無尽に動けますよという話になると、やっぱりそこにはほら、審議監がいらっしやたり、副市長がいらっしやたりということがありますよね。部長さんたちの連携もよりうまくいくように、次長の下に政調がいてという、むしろ何というんでしょう、政策、市長のほうで、組織で考えれば、市長で言う政策審議監が、部長のもとに政策審議員的な政調の方がいて、横の連携を横断的にとられるということで物すごく期待しとったんですよ。今でも期待してます。

だからこそですよ、やっぱり現場レベルでやるかやらんかと思えますよ、政策立案は。だから、そのこのところをですね、この4名程度の方

々とか、文書統計が下に行って、それこそ縦横無尽、大車輪の活躍をされるんでしょうから反対はしませんけど、御期待申し上げて、終わります。

**○委員（中村和美君）** 私も聞けば聞くほど何か理解しにくくなったんですが、政策担当者が情報収集というのがありまして、今ちょっと部長、答弁答えられたけど、これは一般市民の情報も、そして課内の職員さん方の情報もということでしょうかね。

それと、政策立案を行うというのは、各部の立案を行うということですか、目的とすれば。

**○企画振興部次長（丸山平之君）** 今現在おります政策調整審議員につきましてはですね、部内の各課に政策課がありますので、その政策課の取りまとめとかですね、部内での全体的な連絡調整を主にやって、予算の優先順位とかですね、そういうことも含めて取り組んでおります。

今度、新たに政策調整担当といいますのは、部を超えてですね、新たに飛び込んできた課題やですね、そういうものに対して取り組んでいくということで、臨機応変に対応していくということで位置づけられております。

先ほど言われました情報収集につきましては、国、県の情報ですね、政策的な情報を含めまして政策調整担当が情報収集に当たりますし、政策としては、市全体の政策につながることから、各部にわたる政策提案とかですね、そういうことまで含めて総合的な立案をここで投げかけるということができると思います。実務になってきましたら各担当部のほうにですね、政策がおりにいくということで想定をしております。

以上です。

**○委員（中村和美君）** その話聞いてて、そこが一番心配することで、反対に、各部、各課は、ならこの人たちに任せて、この人たちが言

わすとおりに動けばよかばいってというような、今度は職員同士の不満、不信を招かないかなって、一つ思うとっどですよ。それと、信頼関係、これが果たしてどうなのかなと。

市長は今の、そして各部の部長が責任を持って自分たちの政策立案というのを行って、副市長、審議監、市長に打診して、市長が最終的に右行け、左行けというのが今、現状だと思えますが、それが、この人たちが入ることによって何かぎくしゃくしはせんかな、反対に私は進まんとじゃなからうかなという心配をしておりますが、そこは心配、杞憂にすぎないんでしょうかね。

○委員長（堀口 晃君）そこは部長、お答えいただけますか。（委員中村和美君「そこは部長がよか」と呼ぶ）

○企画振興部長（福永知規君）新しい組織改編をしたときには、今御心配された御発言だと思いますけども、それがなじむまでの時間は必要かと思いますが、最終的にはそれを上回る成果を出していく機能を今回、御提案していると考えてます。

○委員長（堀口 晃君）いいですか。

○委員（中村和美君）はい、ありがとうございます。

○委員長（堀口 晃君）ほか。

○委員（成松由紀夫君）もう一丁、今の関連で。丸山次長が今おっしゃられた課内調整、それは十分承知しとっどですよ。課内調整もだけど、部部間の調整もやりますだったんです。だから、課内調整はやってる、プラス部同士の横断的連携というのが当初のもくろみだったわけで。だから、そこが課内調整でしか動きができなかったという話にもなりかねない話になるので、そこは次長もですね、考えていただかないと。その部分が一番課題だろうけんこの政策調整担当ば持つてきますよという話だろうし。

一つ確認、ちょっともう一つしたかとか、こ

れは市長による指揮命令を明確化・迅速化と書いてありますけども、これは市長の責任を明確化させるとですか。そういうことはないんですか、むしろ。

○企画振興部長（福永知規君）責任というのは、組織が機能するに当たって、トップのマネジメントという、それを意識した表現でございます。ですから、一元化された中でその組織自体が行動を起こしていくということをイメージしております。

○委員（成松由紀夫君）そうやってですね、トップのマネジメントとかって言うとまたおかしな話になると思うんですよ。だから、そうじゃなくて、何のための部長さんたちか、何のための管理職の皆様方かということですね、いま一度しっかり考えていただきたいなど。何か都合が悪くなったら、多分こういうことでしたらですね、それは市長も大変ですよ。あれだけの激務の中で一つ一つ判断しながら今でもやられてる部分を、より指揮命令の明確化だの迅速化だのと言うてですね、やっていく部分であれば。

だから、この4名程度の側近中の側近の政策調整の方が国、県の云々と言いなってですけど、国、県の部分だって、内田審議監時代もそうですけど、今、波村さんだって、情報をいっぱいって連携しながらパイプ役をやられとるでしょう。そういった中でもいろいろな賛否両論、御意見ある中で、やっぱり耐えがたきを耐えて一生懸命、市民のためにやられとって、で、この組織をちょっと変えて、さっき亀田委員も言われたですけど、我々でもですね、しっかり見ながらしていかなばんの部分を、市民の皆さんだって、ころころころ何か変われば、ただでさえ今、行く場所しゃかわからんけんってこっちに聞いてきなる状況がどうなのかなというのもあるので。

スポーツプロジェクト推進室、債権対策室、

在宅医療連携室って、こういう部分は何となくわからんじゃなけれど、ここのですね、こっちはわかるんですよ。（「うん、こっちはわかる」「必要」と呼ぶ者あり）ただ、この上の部分の政策調整のところは、——これはもう余り言うちゃいかんな。まあそういうことで、しっかり職員の皆さん方ですね、政策立案、もう俺がやるんだでよかと思えますよ、担当レベルの課長さんたちでも。そういう気概でやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。この辺でよか。

○委員（鈴木田幸一君） 関連でよかですか。

ちょっとな、とにかくな、意気込みじゃないって感じとですよ。意気込みがあるから、このように組織再編をしているということやなく、誰からか、例えば国か県かわからんけど、こういう組織をつくんなさいっていうことで、つくってきているような気がしてたまらんとですよ。

今の八代の状況の中で、どこが不足しとるかていばですね、これは人材不足なんですよ。結局ですね、俺が責任持ってするんだちゅう職員が、案外ですね、表に出てきてないと思うとですよ。そこに問題があるわけであって、組織じゃないって思う。そぎゃんいった意味から考えていくならですね、もっと本来、役職が、職員の、私も知っておりますけど、職員がですね、最初職員だったときと、役職をもらってきますな、係長とか課長とか次長とか。もらってくればくるほど、責任感も感じてこんばいかんちゅうとがですね、それが役職なんですよ。ところが、果たして役職をもらった方々が、その役職に応じた自分の責任感を感じて仕事をしておるっかていうとき、多くの疑問が残って、それを組織で変えようとしても無理で。それは組織じゃないもん。人材育成だもん。だから、むしろそっちのほうに力入れるべきであってな、この組織を変えても一緒ですよ。

市民目線とかですね、市民目線とか言うてもですね、市民はこのことに対しては全く無頓着と思っていいと思う。これをしてくださいって市民が、誰が言うですか。市民は混乱するわけですよ。そりゃ一部の方、言われるかもしれませんよ。でもですね、毎回ですけど、市長がかわられるたんびにですね、課、部が変わつとですよ。名前が変わつとです。なかなかその名前すら覚え切らんと。どこに行けばよかかわからん。そういうことから始まる市民目線なんですよ。

私はそれを感じておりますので、今回のこの件についてはですね、果たしてこういうふうな組織編成をしたことによって、市が迅速かつ的確、明確に柔軟性を持ってなど、全く感じません。私はそれよりも、それぞれの部長さん方ですね、あるいは次長さん方ですね、やる気があるかどうかだけしか判断せんでもいいと思うよ。それならばですね、もうそれは前提としとかんばいかんて思う。それをして、どうしてもいかなからな、市長公室をつくってということになるならばですね、大賛成ですよ。

そこのことに対してはですね、誰か上から何か、国か県か知らんばってん、そっちから流れてきたとば、ただ文章の羅列してからな、そして、つくりますけん、つくりますけんていうことしか感じらんとですよ。それはどうしてですかね。いかが。今私のは、今後、率直な意見ですもんだけん、話になりますもんだけん。ようございますか、部長。

○企画振興部長（福永知規君） まず、おっしゃった、国か県かから指導を受けてということは全くございません。そういうことで、この組織再編を上げる動機になっているということとはございませんし、先ほどからありました、職員がやる気を持って仕事に取り組むという姿勢、これはもう前提、当然のことであると思いません。それを喚起することは、人材育成の一番根

本になりますし、今やっている制度等でも、それは自分の目標を定めて、それに向かって努力するというふうなやり方をやっていますので、間違いないと思います。

で、これを一つの組織の中の統合された、指揮を行うというか、要するに、政策をつくるためにそこを強化するのは何のためかということなんですけど、ちょっと最初のほうの説明とかぶりますが、市の内部であっても、外部であってもそうなんですけど、それぞれかなり状況的には複雑化をどんどん進めていると思います。国の状況や、外的な社会の状況とか、そういうのもどんどん複雑になっている。そして我々内部のほうでも、住民さんの要望についてもやはり多岐にわたる、複合なものがふえてきている。そうするとですね、それに、やはり組織としては対応していかなければなりませんから、そうすると、それぞれの間の分断が起きてしまいます。それを結びつけるものを今回入れながらサービス向上を図っていくということを目指しているということです。

ですから、何も組織自体のそのものの存在というのは、意志を持って進むということは変わらないんですけど、外の環境が変わってきている。あるいは住民さんの要望が複合されてきている。それに対応して、我々組織も変わっていかなくてはならないんじゃないかということで上げさせていただいているということです。

**○委員（鈴木田幸一君）** ものすごくいい言葉ですね、連続なんですけどですね、例えばです、これは言うじゃないかんこつかもしれないと思いますが、言われる範囲でよかですけど、例えばそういった事例がありましたかね。どうしても今の組織ではですね、どうしても対応しにくかった、おそかったという事例があったならば、言われる範囲の中で、言うことできる範囲の中で答えてもらいたかばってん。私はないって思うとるけん。

**○企画振興部長（福永知規君）** 済みません。これはもう私から見たときの話としてですね、今大きな課題としては、高齢化や人口減少とかありますが、その中で地方創生についても、それぞれ個別の事業は行っていますけども、それを複合して大きな効果を出すことにするには、もう一步我々も進んでいかななくちゃいけない。あるいは地域別で見たときも、中心市街地のまちづくり等は、もう以前から取り組んでいますけども、あれを単にハード的な取り組みと捉えただけでは効果は発揮しない。それから、じゃあソフト、そのソフトといっても、健康福祉から、あるいは老人、高齢対策から、いろんなものを含んでいかないと、その地域が抱えている課題に対応できなくなっているとは思っています。

ただ、それをどういうふうにしてやるかというのが、一発で、この処方箋でできるかということは、そうでないんですけど、この組織改編についてもですね、現在の状況から、今後来る将来の状態を見込んでつくっておるということですから、現状ですぐさま効果が出るというよりも、今後そういった複合のものがどんどんあらわれてくる情勢に対しては、我々は準備をしておくということから考えておるということです。

**○委員（鈴木田幸一君）** 大分わかりやすかばってんでですね、わかりやすかばってんでですね、それを今まで企画がしておっても別におかしくはない。

今度組織を改編、再編せんでも、十分にできますな。今から私たちが考えればならんとはですね、今現在を見て、それで満足することなく将来を見据えて自分の現在の態度を決めていくちゅうのは、ものすごく大事なことなんです。そのためにあるのが企画なんです。総務なんです。だから、行政のリーダー役として総務課があり、企画があり、その裏づけとして財務があつたりとかするわけなんです。それ

で十分に間に合うとですよ。

だから、今言われたことに対して、私は大賛成ですけども、このことに対して、それが組織改編成とですね、どうつながっていくかが全然見えません。それはもう十分、今の部長のですね、考え方でもって市長に提案しながら、市長が決裁をおろしていくとか、あるいは部長の周りにおられるような企画の職員さんが提案して、それを持って行って、担当、関連する部署の部長さんと話しをしながら、それを市長に持っていくということで、十分に私はできる問題だと思っております。わざわざ何で、逆ですな、わかりやすくとか迅速につちゅうと言われておるけど、その逆なんです。わかりにくく、いっだんどっちゃん行けばよかかわからんで迷うような状況をつくる必要あつとですか、私は言いたい。今で十分でくって思うんですけど。もう意見な……。もうよかばい。もう意見まで言うてしもうた。

**○委員長（堀口 晃君）** 質問でいいですか。今でできると思うけど、どう思うかという話ですか。よかですか、そこは聞かなくて。

**○委員（鈴木田幸一君）** ようございます。

**○委員（堀 徹男君）** 成松委員の関連だったんですけど、作文って難しかなと思ってですね、市長による指揮命令を明確化、迅速化するじゃなくて、市長による指揮命令を明確、迅速に実行するために組織再編を行い、一元的に補佐をするための危機管理監を危機管理室に創設するって書けば、より集中してトップダウンの判断がしやすい組織になれるように読み取れたのになと思ったんですけどね。

その迅速、迅速とおっしゃつとですけど、迅速、スピードを上げるためって、具体的にはどぎゃん方策ばとられます、考えられますか。迅速にする、迅速にするっていう、スピードを上げて対応するっていうのは、具体的にはどんな方策をとっていかれます。

**○企画振興部次長（丸山平之君）** 今多くなつてきているのがですね、1部署でとどまらない課題、そういうものがあつたときに、Aの部がするのか、Bの部がするのかと、位置をそこで迷つたりしますですね。どちらがリーダーをとっていくとかかですね、そこでまず時間的なロスが出る。とりあえずは総合的な政策として、これを取り組むのか、取り組まないのか含めてですね、市長公室で、八代市として取り組むとなれば、関係課にさつと振るということになると思います。関係部を寄せて、関係部で協議させて、どちらが主にやっていくとかかですね、そういうことの取り組みが、まず早くなるということと考えております。

それと、もう一つは部間の調整ということで言いますと、市長公室がリーダーシップをとってくれることですね、今言いましたように、どこが、誰がリーダーをとるということがですね、ちょっとそこに時間を要していた部分が早くなるということで、とりあえずは迅速な課題に対する対応、それと、それに取り組む姿勢が早く構築できるということと考えております。

以上です。

**○委員（堀 徹男君）** 意思決定のですよ、いかに早く意思決定をして、それをまた現場に戻すかというのがスピードアップじゃないですか。たくさんの方が合議を重ねてするというプロセスはまた別にして、素早く情報を上げて、素早く判断をして、またそれを戻して実行に移すっていうのがスピードアップの手法でしょう。それがこの中で実現できるのかなっていうのもありますよね、この組織再編の中で。

今丸山次長がおっしゃつたのは、各部局間にまたがる事例ということで、ちょっと話を、私の一般質問の題にするんですけど、今回清掃センターのね、跡地利用ということで質問したんですけど、7つの課にまたがって、3つの部にまたがってるんですよ。で、僕は政策としてお

尋ねてたんですけど、政策調整審議員なんか誰も来ませんでしたよ。誰か一人ぐらいは来るだろうと。それぞれの担当課の課長さんが個別の事例としてしか対応しない。どこにね、八代市がそれを政策としてね、取り込もうと思ってるのかなって。僕はもう本当毎回質問するときは、個別の事例じゃなくて八代市の政策として取り組むべき課題をしてるんですけど、誰も来ない。そこら辺がね、本当に政策判断とか調整とか言ってる割には、真剣に聞こうとする姿勢が見えないですよ。

今回提案しましたが、じゃあ、これ誰が具体的に動いてくれるのかなって。誰が動くんでしょね。それぞれの課のレベルで、またとまった話で終わるんじゃないかなと思うんですよ。そういうのをやる人が、また上に要るんじゃないですか、政策調整審議の。僕はそれが無いから、そういうシステムができていないんじゃないかなって思いますよ。いかがですか。

○企画振興部次長（丸山平之君） 今言われましたようにですね、多くの課にまたがる場合、誰がリーダーシップをとるのがですね、非常にそこで時間をロスしてしまうことがあったと思います。

今回の場合ですね、それぞれの課題によって、集まってくるスタッフというのは違うと思うんですけども、最初の大枠で、例えば大きな政策を決定する場合にはですね、政策決定するための手続として、次長会だとか、その前の段階で部内ですね、政策として決定する場合には政調会議とか、その辺ですね、整理をされていくものと思います。

今度の場合は特に市長公室がありますと、そこがリーダーシップをとって、この課題についてはここでリーダーシップをとってくれとかですね、そういう課題のおろし方も早く指示もできるんじゃないかということで期待をしているところです。

以上です。

○委員（堀 徹男君） そういう仕組みをですね、やっぱり一つちゃんとつくっておくべきだと思いますよ。意見をちゃんと吸い上げて、調整して、それを僕は政策調整審議員の役割だと思うんですよ。そしてつないでいくっていう作業が、今本当にされているのかなっていうふうに思うんですよ。ぜひ、ちょっと意見になりましたが。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） 市長公室という組織については、当市でも昭和60年前後にですね、設置してあったところですが、今回の市長公室の役割、機能というのは、当時の市長公室の持ってた役割、機能と違う部分があれば改めて御説明いただきたいと思います。もしお手元に資料があればですね。

もう1点なんですけど、公室という機能を身近なところで考えると、熊本県の場合、知事公室というふうなところはありますが、今回の組織再編の検討に当たってですね、公室のあり方というところで、例えば県なり、ほかの自治体から学ばれたものがあれば御紹介いただければと思います。

○委員長（堀口 晃君） 誰かお答えいただけますか。

○企画振興部次長（増住眞也君） 以前ありました市長公室と今回の市長公室の違いでございます。以前の旧八代市での公室は、秘書、それから広報広聴、人事、企画部門がございました。今回の市長公室では、秘書、広報広聴、人事、それから危機管理と政策調整機能。違いは危機管理と企画部門の中の政策調整機能が違うところです。

○委員長（堀口 晃君） もう一つは。熊本県の知事公室があるけど、ほかのところの事例。

○企画政策課副主幹兼行政改革係長（橋口伸一

君) 行政改革係長の橋口と申します。よろしくお願いたします。

県下のほかの自治体では、課レベルで菊池市のほうにございます。

以上です。

○委員(西濱和博君) ちょっと唐突な質問だったからですね、あれだったんですけど、ちょっと私の思いも含めてなんですが、以前の八代市の市長公室と今回の提案の市長公室の違いは、そこにどの課が配置してあるかというようなお答えもあったんですけど、一番の肝は、先ほど来お話がある、政策調整担当者を置くということに限るって私思うんですよね。

地方分権が、もう担うことになって20数年来、各全国の市町村に欠けてたのは、国から言われずとも自分たちの判断で政策立案、決定していくという、このことかというふうに思っております。そうした中、10万都市で1000人の自治体にあってはですね、私が思うところ、熊本県とか、あるいは10万以下の市町村に比べると、政策機能をしっかりしていかなきゃいけないということで、一般質問でですね、各部に政策機能を持たせてくださいということもお願いしました。おかげで配置していただいたんですけど、しかしながら、先ほど来いろいろ議論がありますけれども、総合的に市の一番大きな課題をですね、コントロールする、マネジメントする機能が私は欠けていたというふうに思うんですよ。行政経営じゃなくてから、本来のマネジメント。やっぱりそれをする、はっきりと明確に担うと、部下を持たずにも動くポジションというのは、かねてから私の見解では必要だったと思います。

だから、何がいいかということは別にしてですね、全職員の意識改革も含めたマネジメントもしかりだし、地域の抱えている当面の課題、10年、20年先のことも見据えて考える課題、そういったのをここの政策調整で対応して

いただくといいのかなというふうに思いますし、そうすることによって、八代の姿勢といいますか、向かうべき姿というのも打ち出せてくるんじゃないかなというような気がします。

今それぞれの部署で、どの課題が一番大きいという考えは職員持っていても、市全体として何が今挑まなきゃいけないか課題か、向き合なきゃいけない問題かというところについては、少しですね、手薄だったような気がしますので、公室を以前置いていたことの経験を踏まえて、今回置くのであれば政策担当の役割というのを明確にしてですね、全職員がそれを支え、機能するようなあり方にあってほしいなというふうに思います。

以上です。

○企画振興部次長(増住眞也君) まさに今委員さんがおっしゃったのが、私どもの狙いでございまして、今回、政策調整担当を置く、市長公室に置く、この特徴の一つなんですが、固有のちゅうか、特定の業務を持たないという特徴がございまして。これから大きなメリットというかですね、が2つございまして。

1つは守備範囲の問題で、先ほどみたいに部で政策すると、どうしても部の範囲にとらわれてしまいますけど、それを越えて守備範囲が広くできるというのが一つ。

それともう一つはですね、容量の問題でございまして、担当業務を持たないということなので、普通企画とかで政策調整とか、いろいろほかの部との調整もやっていますが、企画はそれぞれ担当がですね、自分たちの業務を持っております。その業務のスケジュールがございまして。新たな行政課題が出てきますと、そういうもの、スケジュールをこなしながら新たな業務を追加せんといかなん、処理していく必要がございまして。そこの担当業務を持たないという、今度の調整担当はですね、新たな政策立案とい

うか、新たな業務に対して、調査、研究をして、これが政策としてやらんといかんということであったならば、それで部間の調整等をやっ、そしてしかるべき担当にその業務をおろしていくと。で、ここが担当業務を持たないということとして、その持たないということ、企画も当然その受け皿の一つになりますけど、そういう担当業務を持たないということから、守備範囲が広くて、そして容量的にも素早く動けると、そういうことからスピードアップが図れるというふうに思っております。

以上です。

**○委員長（堀口 晃君）** よろしいですか、西濱委員。

ほか、ございませんか。

**○委員（前川祥子君）** 今までの組織体制が、自分たちとしてはなかなかうまくいかないと。そしてもう一つは、多機能にわたってもう少し進んだやり方を考えていかなければ対応できないという状況の中で、こういった組織体制をまた構築されたというふうに解釈はしておりますが、2つお尋ねしたいことがあります。まずこの公室付政策調整担当が約4名と。これは固有の業務に縛られないということですが、これは庁舎内の職員をここに配置するということがよろしいですか。それとも庁舎外の方もここに入れられるのかなと。国とか県とか、そういう方々も、一人は政策審議監がいらっしゃるんですけど、また別の方をそうやって連れて、ここに入れられるのかと。

それと、もう一つはですね、企画政策課がありますよね、総務企画部の中に。もともと企画政策課はありますけども、その企画係、政策係、行政改革係と、政策にかかわるような名称で書かれてあります。ですから、市民からしても、私個人にしても、ここで政策をつかさどるものだということを考えておりましたが、それがそのまんまここに残っておりますけど、今次

長がおっしゃったように、別の業務の中での企画があるとか、そういったものがあるようなお話だったんですが、これは、ここに企画政策係か課というものが個別というか、こういう課をですね、こういう名称の課をですね、ここに置く必要があるのかなと。政策の調整担当があるのであれば、そこが全部一元して行うこととしても考えられるんじゃないかなと思うんですね。ここにわざわざ企画政策課というものを、こういう名称で置く必要はあるのかなという疑問もあります。

そこはちょっと何か払拭できるようなお答えがあればですね、今の2点をお伺いしたいと思います。

**○企画政策課長（野々口正治君）** 済みません。今度設置いたします公室づけの政策調整担当者につきましては、市の職員かどうかというところにつきましては、現在のところでは、結論的なものは、済みません、私どものセクションでは持ち合わせてはおりません。ただ、想定とすれば、当然市の内部の一つの組織として市の職員が従事するという形を考えるとところではございますが、済みません、そこは私どものセクションでは、その決定にお答えをちょっと持っていない状況です。

で、あともう一つの、今の現行の企画の政策係との違いといいますか、ですが、確かにおっしゃるとおり現行の企画のほうにも政策係ございます。主に担当業務といたしましては、政府要望ですとか、地方創生関係の国・県へのつなぎ、あるいは各種既成会等の担当業務をやっております。それぞれ市の政策全般に、市政の方針全般に係ることの調整ということで、政府要望等、そういったものを担当しているところではございます。

政策という言葉でいいますと、同じような形ではございますが、今度設置されます政策調整担当者といえますのは、先ほど西濱委員からも

ございましたが、そのいろいろな新たな行政課題を政策に落とすまでのマネジメント機能というところで考えておりますので、企画にございます、今、政策係と、今度の政策調整担当というところのすみ分けはできるのかなというふうに思っております。

**○委員（前川祥子君）** でもですね、企画政策課が政策全体の企画もそこで捉えて、出す、取りまとめるというようなこともおっしゃるのであれば、これはですね、総務企画部の中に企画政策課ではなくて、ここは総務という形にして、企画政策課は市長公室の中に入れるべきではないかなと思います。この中でもむ必要もあるんじゃないかと思うんですよね。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）何もここに企画部を入れて別個にする必要はないと思うんですよね、今のお答えであれば。政府要望、その取りまとめと、全体の市の要望を取りまとめて、政府要望として、市長なり、各議員なり、各部なりがついていくときにですね、そういうものを持っていくというのであれば、これはやっぱり市長公室の中に企画政策課は入れておく必要があると思うんですよね。いかがですか。

**○企画政策課長（野々口正治君）** 済みません。ちょっと説明がですね、うまくできませんで申しわけございませんでしたが、現在の企画の政策係で行っておりますのは、市の政策として実際行っておりますものを、例えば国・県等へつなぐという形での政府要望ですとか、そういった部分を担っております。で、今度の新たに設けます政策調整担当といいますのは、まだ市の政策として所管をどうするかというところの入り口のところからマネジメントしていくような担当者というところでの想定をしております。

結果的に新たな行政課題が市のほうに投げかけられましたときに、それを市のほうでどう処理するのかというところの調査も含めまして、

各部の連携を図った上で、市としてその政策として取り込むのであれば、それをそれぞれの所管にまたおろしていくというような機能になるのではないかと。そういったところが政策調整機能のスピードアップというところで想定しているところでございます。

以上です。

**○委員（前川祥子君）** 何回も言っていて申しわけないんですけど、やっぱり企画政策っていうのは、市全体の問題を取りまとめるところでありますので、それを直接に政策担当課のほうが直で受けるということは必要だと思うんですよね。だから、そういうところは迅速化というところにもつながってくると思うんですよ。ここを分ける必要はないと思うんですが、私はですね、はい。もうそれはお決めでなってから、こういう形で出されているので、多分しっかりと吟味された中の組織図だとは思いますが、それは非常に不可解な部分だなというふうには思っております。

それとですね、先ほど自分のセクションではないということをおっしゃいましたが、ここに入ってくる職員が部外とか庁舎外とかいう形になるかどうかは、自分のほうのセクションじゃないというふうにおっしゃいました。これはどこが、じゃあ決めることになりますか。

**○企画政策課長（野々口正治君）** 済みません。私の表現が、ちょっと済みません、適切ではなかったかもしれませんが、そこはまだ決定されていないというところでございます。

**○委員（前川祥子君）** じゃあ、まだ決定されていなくて、庁舎内からそこに入れる可能性もあって、よそからも来る可能性はあるというふうに考えていいわけですか。それと、決めるのは企画のほうですか。

**○企画政策課長（野々口正治君）** 済みません。職員の任用につきましては人事のほうの判断になっております。

○委員（前川祥子君） 人事だけで考えるという  
ことですか。

○企画振興部長（福永知規君） きょうお諮り  
しています組織機構、確かに委員さんおっしゃ  
るとおりですね、組織には人がちゃんと配置さ  
れてこそ機能を発揮するんだということで、御  
質問はされてるんだと思います。

ただ、今私たちがお諮りするの、やはり組  
織の中でこういう機能を持って付加していき  
たいということをお説明申し上げて、そして、  
その中でどういう人間がそこに配置されるか  
という、その組織の目的、目標に見合った、  
非常に適した方がそこに配置されるというこ  
とになるということだけが、今皆さんにお話し  
ができることではないかと思えます。手続上は、  
今からいろんなお考えのようなことをしてい  
かないかと思えますけど、こう決まっています  
よということは今のございませんで、  
済みません、答えとしてはなっておりませ  
んけども、組織のこういう機能を御説明し  
上げたということですよ。

○委員（前川祥子君） もう意見になります  
けど、後で申し上げますか。（「いや、いい  
よ」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい、どうぞ、言  
ってください。

○委員（前川祥子君） 先ほどどなたかがお  
っしゃいました、配置がえよりも政策立案だ  
というようなお話がありました。もう私もその  
とおりだと思います。どんな形であっても、  
政策立案を、どこからでもいいから出して、  
それが迅速に皆さん方、部長さん方が常に  
会議をされているのも知っていますので、  
そこで出されたものが取りまとめを即され  
て、そのための政策審議監もいらっしや  
いますし、副市長もいらっしやいます。市  
長もその中に入っておられると思えます。  
その中で決められることは、迅速とお  
っしゃれば、そこでさっと決めればいいこ  
とで

あります。

だから、この配置がえはとにかく皆さん  
方が使い勝手のいいようにするためのもの  
だというのはわかります。ただ、どこに同  
じ人をですね、配置がえしても、頭の中  
は一緒だからですね、それで固有の業務  
に縛られないから仕事ができますよとい  
う問題でもないと思えます。いろいろなこ  
とができる人こそ、余計にそういうもの  
はできる能力があると思えます。だから、  
もうそこだけあなた方はやっってください  
ということ自体が、本当に政策をまとめ  
られるようなセクションになるかどうかは、  
ちょっと疑問かなとは思いますが、決め  
られたことですから、——決められた  
というか、これはまだ通ってはいませ  
んけど、皆さん方でしっかり考えられて、  
これまで以上の組織を考えたという  
ものをここに置かれているとは思え  
ますので、そこは私としての意見とい  
うふうには受け取っていただきたいと思  
います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかがござい  
ませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようござ  
います。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（成松由紀夫君） 今もう前川委員  
が言われた部分を含めてですが、先ほど  
部長がおっしゃられた部分ですね、問題  
点は言われたとおりですよ。もうしっ  
かり把握されていますよね。まちのこ  
とだったり、途中問題点としてはこう  
ですと。しかしながら多様化してて、  
複合化してて、なかなか一発の処方箋  
が見つからないということまでおっし  
やられたので、一発の処方箋はな  
かなか難しいと思えます。だから、  
やってみたらいいと思えますよね、  
どんどん。頑張っている職員さん  
方いっぱいいらっしやいますし、  
このシステムでリーダーシップ

が、例えば市長公室のほうだとか、総務企画のほうだとかっていうことにならないようにしていただいて、そこはかつちり連携して、この仕組みになってより連携強化したなっていうこと、それとスピード感が増したな。

政府要望の件が途中出ましたけどね、スピード感、スピード感って言われているのであればということで言うと、結局、金子先生であったり、市長もみずから動かれて、地方創生ですよ、加速化交付金であったり推進交付金、あれだけおりた自治体もなかなかないですよ。でもそれを、しっかりやることをやって、一生懸命やられておられる中で、やっぱり政府要望でね、情報共有というのはしっかりしとかなないと、結局ね、恥かかすようなこともあったじゃないですか。そういうことも企画はちゃんとやっていないのに、スピード感、スピード感と言っても説得力がない、部長。あえて苦言言いますけど。そこは、むしろ国のほうにお礼を言わなければならなかったタイミングでお願いなんかしてる、させてしまうような状況じゃないように。

そこはしっかりやっていただいて、やっぱり頑張っている職員さんみんなで、処方箋はどれか、これが一発じゃないというのはわからないけど、みんなでやろうと、市長公室もやるけど、企画政策課もやるよと。企画政策課がですね、企画政策力が低下しないように、より強化して頑張っていたりことを祈念申し上げます。賛成討論じゃなくて、意見といたします。

○委員長（堀口 晃君） ほか。

○委員（亀田英雄君） もう出尽くした話かと思うんですが、あえてですね、今、成松委員がおっしゃったようにですね、やってみればというのは私も大賛成。だけど、今やるべきことは、今確かにつかまえとる八代市の弱点ば克服することですよ。部長はしっかり弱点ばつかまえとんなっじゃないですか。それを改良して、

それでもだめだったら、こんなのがいいよねというときに、組織を、形を変えるべきであって、今行動を起こされない中で、形を変えればするという話は到底理解できない。何をしなければならぬということばつかまえとんならんですもん。今必要なことは、その弱点に対する的確な指示ですよ。そればせんばあからんとですよ。これが足らんけん、こればしようじゃないかって、そういう指示ばせんでおってですたい。

そして、特定の業務、フリーハンドでできるからいいって。そんな仕事ができますか、皆さんに。ちょっと失礼かもしれませんが。その何ですか、公室付政策調整担当に皆さん任命されたら、そんな仕事ができる自信のある方はいらっしゃるでしょうか。何をすればいいのかわからない中でですよ、今までみんな役目を与えられた中で仕事してきた中で、それをフリーハンドでどうぞって、その中に放り込まれてもできるはずがないじゃないですか。今の体制でそれならしておいてステップアップしていくというなら、私はもう大賛成なんですよ。フリーハンドでしたら絶対よかと思えますよ。だけど、そういうのって絶対機能しないですよ。

このもやもや感はですね、私たちは議員として、そのままするべきではないと、あえて反対させていただきます。

○委員（中村和美君） 最後に、ちょっと厳しいことを言ったかもしれませんが、政策担当がですね、各部をまたがった問題調整に入るということですが、各部を反対にですね、接着剤とするような、各部を接着剤とするようなですね、政策担当の頑張りをですね、ぜひ期待、私はしたいと思えますので、よろしく頑張ってください。

以上です。

○委員（西濱和博君） ちょっと違う視点でなんですけれども、きょう、御提案の条例案、そ

れこそ何度も言葉に出ました政策立案、課題にどう向き合うかということかと思うんですが、総務部人事課のほうでは、もう過去2年間、新たな職員研修として法制執務研修を行っていらっしゃいますですね。これってというのは、階層研修じゃなくてから、全職員を対象とされていて、ただ単に法令を読み解くだけを学ぶわけではなく、今の自治体行政に必要な、行政職員としての向かう姿勢のあり方も学ばれているって私は思っています。

しかし残念ながら、参加されている職員は、課長さんはお一人か二人なんですよね。原点に立ち返って、管理職の皆さんがいま一度、身近でそういう研修があるならば、こぞって参加していただいでですね、業務多忙かもしれませんが、そういう思いのたけに立って、職員組織のレベルアップを図りつつ、この政策調整担当という意味合いを理解していただくような組織が醸成できたらなというふうに思いますので、この件、ちょっと部署が違いますけれども、十分職員、総務と連携してですね、今回以降開催されるならば、万障繰り合わせの上、参加していただければと思います。要望です。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 皆さんが苦勞してから出しておられますので賛成したいと思っておりますけれどもですね、もうそんな手挙げる数でいけば、決まる可能性が強いじゃなかですか。だからあえてな、私はな、これは反対させてもらおうと思う。何してかちゅうたらばな、十分に組織として機能してるのにな、わざわざ組織をつくってからという考え方はしてもな、それは本当の前向きの考え方ではないって思う。組織を変えてもな、人が変わらば変わらんとですよ。こればですね、十分に承知してもらわんことにはですね、一生懸命、一生懸命

仕事しておられますよ。市長に対してな、あんたがしなさい、私はただまとめるばかりですけどんという人がみんなになってしまえば、市長は何もかも、万能の人じゃなかですけどん。皆さんの意見がな、集まって市長ば動かしてもらわんばならんとに、組織ば変えました、意見が出ます。そうじゃないって思う。今まで出ささん人は、出ささんとだもん。これば出しやすい状態にするってことであるならば私は大賛成ですけど、これをしてでもですね、変わらんって思う。変わらんって思う。

だからな、皆さんが提案したことだけん、もう賛成、私はいつもならずとですよ。そうばってん、あえてな、もうどうせ数でいくならもう通っていくと思しますので、「それはわからんよ」と呼ぶ者あり）あえて言いますよ。やっぱしこれはな、皆さんにやっぱそこばな、考えてもらう上にはな、やっぱし全会一致で賛成じゃないって。やっぱし皆さんのな、本当にやっぱやる気を出すためには、組織じゃないって。一人一人の考え方が必要だということ、あえてもう言わせてもらうためにもですね、今回はやっぱし私は、できれば次の回に持ってきてもろうて、その辺のとこばきっちり説明でくごったならば賛成のとこでしますけど、今回の今の状態ではちょっと難しいということで判断させていただきます。

○委員（堀 徹男君） 議員になって3年目、いろんな行政の方の仕事ぶりを見せていただきまますけど、もう一番の聞くことはですね、それはうちじゃなかですもん、それはうちの課じゃなかですもん、ここなんですよね。僕らも商売してたらですね、担当課というのは固定客持つてる商売人なんですけど、それぞれのお客さんじゃないところに商売の広がる可能性というのは残ってるんですよ、すき間に。それはうちの課じゃない、うちの課じゃないっていうすき間の仕事、市民サービスの向上に、僕はつながる

と思うんですね。

そこを今度つなげていただける方をつくってくれる、それに取り組みたいっておっしゃるのであれば、私はその部分に期待をして、かけてみたい。松下幸之助の言葉じゃないですけど、あえてですね、はい。見させていただいた上で、足りない部分はまた提案をさせてもらったりとか、修正をさせていただいたりとかするかもしれませんけど。ぜひ前向きにですね、今の執行部の説明を信じてですね、よくなるものだと思って賛成をしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第135号・組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手多数と認め、原案のとおり可決されました。

条例議案はあと2本ありますので、（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）条例議案2本終わってから少し休憩をとりたいと思います。

---

◎議案第136号・八代市市税条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第136号・八代市市税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼市民税課長（碓塚康浩君） 市民税課の碓塚です。よろしくお願いいたします。座りまして説明させていただきます。

議案の19ページをお願いいたします。議案第136号・八代市市税条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例配当等に係る個人の市民税の課税の特例を定めるに当たり、条例の改正が必要であるためでございます。

20ページ以降の改正規定では、これでは非常にわかりにくいと思いますので、別紙の1枚物の資料で御説明いたします。右上に市民税課と書いてある資料がございますでしょうか。こちらのほうで御説明したいと思います。

まず、改正の理由ですが、先ほど提案理由で申し上げました、長い名前の法律の改正に関連し、所得税法等の一部改正があり、所要の改正を行うものです。

次に、改正の内容ですが、日本と台湾との間の租税取り決めに基づく個人市民税における課税特例を新設するものです。具体的には、日本と台湾との間で支払われる利子等及び配当等について、日本国居住者が支払いを受けるものに係る所得に対し、申告分離課税により3%の所得割を課するというものです。ただし、当該配当等については、制度上、総合課税でも可ということでございます。

具体例で言いますと、例えばですね、本来日本で課税されるべき日本国居住者、日本人が、仕事で台湾に行き、半年程度滞在し、台湾の金融機関に生活費を預けておきますと利子がつきます。その利子の一部を、その金融機関が税金として源泉徴収いたします。また台湾の会社の株を所有している場合、配当があつたりしますと、その配当からも税金を源泉徴収されます。日本の所得税法では、外国で獲得した所得であっても、日本で申告、納税する義務がありますから、日本でも課税されることになり、外国で獲得した所得については二重に課税されることになります。当然、台湾居住者の場合はこの逆のケースになりますが、この場合、日本では外

国税が控除があり、外国で課税された分は日本で支払う税金から控除してもらいますので、解消することはできます。

ただ、このような二重課税は、日本・台湾双方の企業の経済活動の足かせとなるため、なくすことがお互いのメリットになるということでございます。

資料の一番下のほうのですね、背景のところをごらんいただきたいと思います。

これまで、条約を締結できる国とは租税条約を結び、課税、非課税の取り決めをしておりましたが、台湾は正式な国家として認められていないため条約が締結できず、他の国と同等の取り扱いができませんでした。そこで、二重課税や脱税防止のための民間レベルの日台民間租税取決めが平成27年1月25日締結され、これを有効とするため、平成28年度の税制改正で国内法が整備されました。これにより台湾と租税条約を締結したと同様の状況となり、法人税、所得税に関しては非課税もしくは税率が軽減され、また、住民税に関しては、日本国内では所得税法により、利子及び配当等について、源泉分離課税で20%源泉徴収され、その内の5%、——県が2%、市が3%でございますが、を収納しておりましたが、日台双方で源泉徴収せず、自国内だけで課税することとし、日本では特例適用利子等、特例適用配当等として、申告分離課税または総合課税を行うこととなりました。

施行期日は平成29年1月1日で、経過措置により施行日以降に支払いを受ける所得から対象となるため、実質的には平成30年度からの課税となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。以上の部分について、何か質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） ないようでございます。

以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第136号・八代市市税条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

◎議案第137号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○委員長（堀口 晃君） 次に、議案第137号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（中川勝俊君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）選挙管理委員会事務局長の中川でございます。よろしくお願いいたします。着席にて説明させていただきます。

議案書25ページから26ページになります。

議案第137号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、配付させていただきます。この右上に書いてございます、総務委員会議案第137号関係資料に基づいて御説明いたします。

提案理由は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する

経費に係る限度額を引き上げるに当たり、条例の改正が必要であることによるものです。

本市は、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、及び選挙運動用ポスターの作成、並びに市長選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用に対し、公費負担を行うことを条例で定めています。また、限度額に関しては、国の基準額と同額で定めています。

そのような中、本年4月に公職選挙法施行令の一部改正が行われ、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

公職選挙法施行令に規定する公営の単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しが行われており、今般は、消費税増税を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられました。

これを受け、本市条例に定める市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る自動車と燃料代、及び選挙運動用ポスターの作成、並びに市長選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を国の改定額と同額で引き上げるものでございます。

また併せて、文言について、第6条中、同上各号を当該各号に、第11条中、認定したを確認したに改めるものです。

なお、この改正による限度額の増加は、1人当たり市長選挙で約2万3000円、市議会議員選挙で約2万円になります。

参考資料としまして、総務委員会議案第137号関係資料の3ページ、4ページに条例文の新旧対照表を、5ページから9ページに公職選挙法施行令改正に係る国及び県からの通知文書

を、10ページ、11ページに公費負担限度額の新旧対照表を記載しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） ただいま説明が終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。

議案第137号・八代市議会議員及び八代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、しばらく休憩いたします。今の時刻が3時2分でございます。3時15分から再開いたします。3時15分まで休憩いたします。（「15分ですね」と呼ぶ者あり）

はい、3時15分です。

（午後3時02分 休憩）

（午後3時15分 開議）

○委員長（堀口 晃君） それでは、休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

○請願第4号・二見校区への光ブロードバンド整備について

○委員長（堀口 晃君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

なお、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、

御一読いただければと思います。

それでは、今回、当委員会に新たに付託となりましたのは、請願5件と陳情2件です。

まず、請願第4号・二見校区への光ブロードバンド整備についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。お願いいたします。

(書記、朗読)

○委員長(堀口 晃君) 本件について、御意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) ないようでございます。なければ、これより採決をいたしたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第4号・二見校区への光ブロードバンド整備については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました請願1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

---

◎請願第5号・鏡町北新地ほか6地域の光回線による情報通信基盤整備の早期実施について

○委員長(堀口 晃君) 次に、請願第5号・鏡町北新地ほか6地域の光回線による情報通信基盤整備の早期実施についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。お願いいたします。

(書記、朗読)

○委員長(堀口 晃君) 本件について、何か御意見ございませんか。

○委員(前川祥子君) 紹介議員の一人として一言申し上げます。

先ほどの二見地区と同様でございますけども、ここにも書かれておりますように県内45市町村中34の市町村で、ほぼ全域超高速ブロードバンドが受けられるという状況であります。県の中でも第二の都市というふうに言われている八代市が非常にその点ではおけているなと思います。情報の格差を是正することによって、移住や定住の促進、それから企業誘致も並びに促進という形で、ぜひできますので、こういうところを考えられて、ぜひともここは採択をよろしくお願いいたします。

○委員長(堀口 晃君) ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) なければ、これより採決をいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第5号・鏡町北新地ほか6地域の光回線による情報通信基盤整備の早期実施については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手全員と認め、本件は採択とすることと決しました。

ただいま採択と決しました請願1件については、これを市長に送付の上、その処理経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

---

◎請願第6号・日奈久校区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施について

○委員長（堀口 晃君） 次に、請願第6号・日奈久校区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。お願いいたします。

（書記、朗読）

○委員長（堀口 晃君） 本件について、何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

第6号・日奈久校区の光回線による情報通信基盤整備の早期実施については、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました請願1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

---

◎請願第7号・鉄道の安全・安定輸送及び地域を支える鉄道の発展を求める意見書の提出方について

○委員長（堀口 晃君） 次に、請願第7号・鉄道の安全・安定輸送及び地域を支える鉄道の発展を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。お願いいたします。

（書記、朗読）

○委員長（堀口 晃君） 本件について、何か御意見ございませんか。

○委員（成松由紀夫君） 地域を支える鉄道の発展を求めるところは、私もそういう思いはあるんですけども、ちょっとこの文言を読んでいく中で、株式上場をJR九州が果たす状況になった中ですね、この記の部分での5番目、特にですね、ここがちょっと引かかるんですよ。鉄道事業各社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税、それと4番の老朽化鉄道在来線構造物の大規模改修であるとかですね、こういったところを自治体の議会として云々と、採択とか不採択とかというようなことを、ちょっと何か表明はできないんじゃないかなというふうに私は思うので、私は審議未了でお願いしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） わかりました。現在の状況とか執行上の問題等について、執行部に説明を求めることもできますが、それは必要ないですか。

○委員（成松由紀夫君） いや、もうその必要はないです。文言で受けとめます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。ほかにございませんか。

○委員（中村和美君） 肥薩おれんじ鉄道なんかはですね、貨物の売り上げも一つの黒字要因になって、去年、ことしは黒字になっとっとですよ。過疎化で乗客は少なくなったわけですが、そういう貨物で稼いでいるという部分もあります。私も3番とか4番とか5番とか、ちょっとこれは引かかるなって。お世話になっておる校区の者としてはですね、きついわけですけど、でも私はそうするか、継続でできるならばというふうに思っております。

○委員長（堀口 晃君） ほかにございませんか。

ちょっと小会します。

(午後3時35分 小会)

(午後3時36分 本会)

○委員長(堀口 晃君) じゃあ、本会に戻します。

ただいま継続審査を求める意見と審議未了を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、継続審査とするのに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手多数と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

◎請願第8号・安保法制(戦争法)を発動せず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンから撤退すること及び安保法制(戦争法)の廃止を求める意見書の提出方について

○委員長(堀口 晃君) 次に、請願第8号・安保法制(戦争法)を発動せず、自衛隊に駆けつけ警護など新任務を付与せず、南スーダンから撤退すること及び安保法制(戦争法)の廃止を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。お願いいたします。

(書記、朗読)

○委員長(堀口 晃君) 本件について、何か御意見ございませんか。

○委員(亀田英雄君) 表記の仕方は、いろいろ解釈があるかと思いますが、請願者は、「やまもとりゅうえい」さん、「(あ、失礼いたしました)」と呼ぶ者あり)至って真面目な方ですので、どうぞ願意を酌んでいただきますようお願いいたします。

○委員長(堀口 晃君) ほか。

○委員(中村和美君) 私はですね、この要旨はわかりますが、自衛隊は殺し、殺されるて、現在のところ南スーダンのですね、平和に向けての自衛隊員が活動している、インフラ整備なんかも一生懸命やっているわけです。そういう中ですね、例えば銃で撃たれたと。今の、前の自衛隊の安保だったら撃たれ損というようなことだと私は思うとですよ。ですから、そこにはですね、抵抗しながらも、攻めていかなくてもいいから逃げる、わが身を守るというのは必要じゃないかなというふうに私は思いますので、ちょっと、私は余り、余りじゃなくて、内容としては、気持ちはわかりますけど、審議未了じゃないかなというふうに私は思います。

○委員長(堀口 晃君) ほかございませんか。

○委員(西濱和博君) 私個人的な意見になりますが、市議会の防衛議員連盟の一員として、名を連ねさせていただいています一人でございます。そういうこともあり、自衛隊の関係者とはいろんな機会、お会いしてお話しをいただくこともございますが、殊ここに御記載の安保法制あるいは駆けつけ警護の件について、特段改めて議論をお聞きする場面には、今のところそういう場面はございません。

いろいろな国民、それから自衛官当事者、それから国防としての日本国家の統治を進める上で多様な御意見が今ある中かとは思いますが、現時点では本件について議論の結論を得るには至らないかなというふうに思います。未了でお願いしたいと思います。

○委員長(堀口 晃君) ほかございませんか。

○委員(成松由紀夫君) 御見解、意見についてはですね、それぞれの議員さん方それぞれの、多分考え方があるのかなというふうに思います。この表記の仕方でも、安保法制が全て(戦争法)になつとるもんですから、私は安保

法制がそもそも戦争法とは、そういうふうには受けとめていない人間でありまして、自衛隊が殺し、殺されであったり、この八代市出身の自衛隊員さんが700人いらっしゃる。文言もですね、表記をされてる部分も受けとめ方が、ちょっと私は違うので、それぞれの考え方がある中で、先ほど中村先生からもありましたようにですね、インフラ整備であったり、あと駆けつけ警護の問題もですね、いろんな考え方がありますが、自主防衛といいますか、警察の方々が銃を所持する、しないのお話であったり、それぞれみんな考え方があるわけですが、私はこれにつきましては、今、中村委員、西濱委員が言われたように、結論に至らないと思いますので、審議未了でお願いしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございせんか。

○委員（前川祥子君） 私も、この文章は全体的にわからないでもないんですが、部分的にやはり今おっしゃったように、安保法制が戦争法というふうを決めつけられているような書き方もされているところも気になりますし、それから安全保障関連法の安倍政権は数の力で強行成立させたという文章においても、安全保障関連法においては審議を尽くされたという御意見もある中で、どうしても採決をするというのは数が多いほうが勝つというのは、もうこれは民主主義の中では当たり前のことであって、これを強行成立と、よく報道もこういうふうにされますが、これもいかなものかなというふうにも思っておりました。

それから、今の法律のままであれば、例えば世界で平和のために活動している国連ボランティアの方や、それから文民警察官などが、突然武装集団に襲われたとしても、日本の自衛隊は彼らを見捨てるしかないという、そういったことにおいては、集団的自衛権やPKO活動における駆けつけ警護というものは法律上必要じゃ

ないかなというふうに考えますので、私もこれは審議未了でお願いしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、ただいま審議未了を求める意見と、採決を求める意見があります。今まで審議未了のほうから先にお諮りいたしますので、まず審議未了についてお諮りいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本請願については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

---

#### ◎陳情第22号・龍峯校区への光回線による情報通信基盤整備の促進について

○委員長（堀口 晃君） 次に、陳情第22号・龍峯校区の光回線による情報通信基盤整備の促進についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。お願いします。

（書記、朗読）

○委員長（堀口 晃君） 本件について、御意見等ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第22号・龍峯校区への光回線による情報通信基盤整備の促進については、採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（堀口 晃君） 挙手全員と認め、本

件は採択とすることに決しました。

ただいま採択と決しました陳情1件については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることといたしたいが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

---

◎陳情第23号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方について

○委員長(堀口 晃君) それでは次に、陳情第23号・所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読させます。お願いします。

(書記、朗読)

○委員長(堀口 晃君) ただいま朗読のとおりでございます。本件について、何か意見等ございませんか。

○委員(西濱和博君) この所得税法第56条の関係では、前年度も同じような主旨の提出があったかというふうに記憶しております。継続審査いたした結果、最終的に採決で審議未了になったというようなことで、同じ主旨のこの議論は本委員会でもなされてきたかなというふうに受けとめておりますし、また私もその折、意見を述べさせていただきましたが、前年度の審議経過も踏まえ、同様の主旨の意見書でございますので、結論を得るに至らないという考えは現在も同じでございます。

以上です。

○委員長(堀口 晃君) ほかがございませんか。

○委員(成松由紀夫君) もう全く一緒なんですよ、前回出されたのと。ですので、私も同じように、言われたように、あのときの議論で審議未了ですので、結論を得るに至らなかったと

いうことでお願いしたいと思います。

○委員(亀田英雄君) 同じものですね。だって、前日も継続してから結局何も議論しとらんじゃなかですか。勉強会ばすつとか、せんととか言うてから、せんだったですよ、て私は思うとります。継続で。

○委員長(堀口 晃君) 継続。

ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) ただいま継続審査を求める意見と審議未了を求める意見がありますので、まず継続審査についてお諮りをいたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とするのに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手少数と認め、本件は継続審査をしないことに決しました。

ただいま挙手少数で本件は継続審査をしないことに決しました。

それでは、本陳情については、閉会中の継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(堀口 晃君) 挙手多数と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

しばらく小会します。

(午後3時58分 小会)

---

(午後3時59分 本会)

○委員長(堀口 晃君) 本会に戻します。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

続きまして、所管事務調査を行いますので、執行部が入ります。小会いたします。

(午後3時59分 小会)

(午後4時02分 本会)

○委員長(堀口 晃君) 本会に戻します。

### ◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(堀口 晃君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関して、3件執行部から発言の申し出がっておりますのでこれを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査(第10次八代市交通安全計画について)

○委員長(堀口 晃君) まず、第10次八代市交通安全計画についてをお願いいたします。

○市民活動政策課長(川野雄一君) 市民活動政策課の川野でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

本日説明いたします第10次八代市交通安全計画は、交通安全対策基本法を根拠とした八代市交通安全対策会議条例に基づきまして策定したものでございます。

それでは、市民活動政策課から提出しております総務委員会資料、所管事務調査の資料のほうをお願いいたします。こちらでございます。

資料1の1枚目でございます。策定のスケジュール表をごらん願います。

計画策定までの経緯でございますが、表の左欄の国の機関である中央交通安全対策会議におきまして、平成28年3月11日に第10次交通安全基本計画が決定されました。それを受け、真ん中の欄にありますとおり、本年7月1日に熊本県交通安全対策会議におきまして、第10次熊本県交通安全計画が決定されました。

この県の計画決定に基づき、市長を会長に、14名の委員、10名の幹事で構成いたします八代市交通安全対策会議を設置いたしまして、右欄にありますとおり、7月に八代市の計画素案を作成し、8月25日と11月9日の幹事会で計画案を決定、11月24日に委員、幹事の審議で第10次八代市交通安全計画を決定いたしました。

次に、済みません、資料2、A3判でございますけど、お願いいたします。

こちらは計画の骨子をお示ししております。上の欄に計画の趣旨等、また下段の左欄に第1部、道路交通の安全、右欄に第2部、踏切道における交通の安全について示しております、2部構成となっております。

それでは、計画について説明させていただきます。恐れ入りますが、資料3の八代市交通安全計画書の1ページのほうをお願いいたします。

1、計画作成の趣旨でございますが、この計画は、これまでも昭和46年度から5年ごとに作成し、諸施策を実施してきております。今回の第10次計画では、本市における交通安全に関する施策の大綱とするともに、県、警察及び関係機関、団体等が緊密な連携を図り、効果的な諸施策を推進するため作成したものでございます。

2の計画の性格及び期間の(1)の性格でございますが、冒頭でも申し上げましたが、交通安全基本法を根拠に、国、県の計画に基づき作

成するものでございます。（２）期間でございますが、平成２８年度から平成３２年度までの５年間でございます。

２ページをごらんください。

第９次八代市交通安全計画の成果ですが、期間は平成２３年度から２７年度でございます。

１の道路交通安全の安全では、交通事故死者数を年６人以下、交通事故死傷者数を年７６０人以下とする目標を立てており、死傷者数は平成２５年から２７年に目標を達成しており、死者数については平成２４年、２７年のみ達成した結果となっております。一方、２の踏切道における交通の安全では、事故件数をゼロとするという目標に対し、平成２５年を除いて達成しております。

恐れ入りますが、５ページをお願いいたします。

１部の道路交通安全の第１章の道路交通安全についての目標についてでございます。この５ページから８ページにかけて、第１節、道路交通事故の現状を掲載しており、過去５年間の道路交通事故の推移及び特徴と課題などをお示ししております。６ページでは、全死者数の７割が高齢者であり、交通事故の発生件数、死傷者数とも減少で推移しているものの、死者数の７割以上が高齢者であり、高齢者の交通安全確保が重要課題でございます。７ページでは、自転車乗車中の死傷者、交通事故死傷者数の７割以上が自動車乗車中、８ページにおきましては、飲酒運転者数は横ばい状況であるなどの現状と課題を示しております。

９ページをお願いいたします。

第２節、八代市交通安全計画における目標についてでございます。今回の八代市の第１０次計画では、国、県の計画の目標、動向を踏まえまして、年間の２４時間交通事故死者数を６人以下、死傷者数を５５０人以下と掲げております。

１０ページをごらん願います。

第２章、道路交通の安全についての対策でございます。この１０ページから１３ページにかけて、第１節の対策の視点と６つの柱をお示ししております。（１）対策の重点といたしまして、高齢者の交通安全の確保。１１ページに自転車の安全利用の推進、シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底。１２ページに飲酒運転の根絶を示しております。また、（２）交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項といたしまして、交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進、地域ぐるみの交通安全対策の推進。１３ページに先端技術の活用推進を示しております。

１３ページの２の６つの柱ですが、①から⑥の６つの項目の交通安全対策を１４ページで示しております、第２節、道路交通安全についての施策において、この６つの柱を推進していくと位置づけております。

それでは、第２節、交通安全についての施策についてでございますが、この施策につきましては、国土交通省九州地方整備局、県八代地域振興局、管轄の警察署などの関係機関、及び市の関係部署が連携して推進していくこととお示しをしております。

１５ページをお願いいたします。

１つ目の柱といたしまして、１、道路交通環境の整備を（１）から（８）までの８つの項目を掲げております。項目の内容につきましては、１６ページから２９ページにかけてお示しをしております。

主な対策といたしましては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、子どもや高齢者が安心して通行できる歩道を積極的に整備するなど、人の視点に立った交通安全の推進、２２ページに、交通安全施設等の整備による道路交通環境の改善で、交通事故防止と交通の円滑化を図る。２４ページに、自転車の事故を減

らすため、自転車利用環境の総合的な整備の推進。26ページに、災害による人的被害などを最小限にするなど、災害に強い交通安全施設等の整備、推進などを示しております。

30ページをお願いいたします。

2つ目の柱としまして、交通安全の思想の普及徹底につきまして、2つの項目を掲げております。項目の内容につきましては、31ページから39ページにかけてお示しをしております。

その主な対策といたしましては、幼稚園、保育園児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者等など、ライフステージに応じた交通安全教育を行い、関係機関、団体と連携をとりながら、安全運動等の普及活動を推進するなど、示しております。

40ページをお願いいたします。

3つ目の柱といたしまして、3、安全運転の確保につきまして2つの項目を掲げております。項目の内容につきましては41ページから42ページにかけてお示しをしております。

その主な対策といたしましては、運転者に対し、高齢者、障がい者、子どもと歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図り、また安全運転管理対策の推進、自動車運送事業者の安全対策の充実等を図るなどを示しております。

43ページをお願いいたします。

4つ目の柱といたしまして、4、車両安全の確保につきまして、自転車の安全性の確保を掲げております。

その主な対策といたしましては、自転車の点検整備や正しい利用方法、夜間の事故防止のためライト、反射材の普及を図るなどを示しております。

44ページをごらん願います。

5つ目の柱としまして、5、救助・救急活動の充実につきまして2つの項目を掲げております。項目の内容につきましては、45ページか

ら47ページにかけてお示しをしております。

その主な対策といたしましては、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図り、事故現場から一刻も早い処置を実施するための対処を進めるなどを示しております。

48ページをお願いいたします。

6つ目の柱といたしまして、被害者支援の充実と推進につきまして2つの項目を掲げております。項目の内容につきましては、49ページから50ページにかけてお示しをしております。

その主な対策といたしましては、自転車有加害者となり高額な損害賠償となるケースもあり、自転車利用者の損害賠償保険への加入促進や交通事故に関する市民相談窓口の充実を図り、被害者支援の推進、安心の確保に努めるなどを示しております。

51ページをお願いいたします。

第2部、踏切道における交通安全についてでございます。このページから57ページまでにつきましては、踏切事故発生ゼロを目指す目標を掲げまして、踏切道の状況に対する対策の視点、保安設備の整備や規制などについてお示しをしているところでございます。

以上で、第10次八代市交通安全計画の説明とさせていただきます。今後、この計画に基づきまして、現在実施しております交通安全対策事業の充実や関係機関との連携を図り、年間24時間交通事故死亡者6名以下、死傷者数550名以下という目標達成のために努力してまいります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま執行部のほうから説明がございました。何か、委員から御意見等はございませんか。

○委員（前川祥子君） 48ページのですね、自転車利用者の損害賠償保険等への加入促進というのを、私12月の一般質問でこの件をお願

いしたいということを申し上げて、これは前からあったのかなというのはちょっと思うんですが、その中で促進が進んでいなかったのでしょうか。それとも今回初めてやられたんですか。

**○市民活動政策課長（川野雄一君）** こちらの損害賠償の加入促進につきましては、小学校、中学校の自転車点検の中で、そういう制度がございまして、その中で加入をしてくださいというお願いをしているところでございます。課題は、一般の人たちをどう加入させていくかというのが、今後の課題になるかということで考えております。

以上でございます。

**○委員（前川祥子君）** それで、以前からこういうのをやっていたのかということで、というのが、中学校あたりの校長会でも、まだそういった促進の自転車の賠償の保険に入るように、加入するよという話が、実際にそういう場で行われていなかったというふうに聞いていたもんですから、以前からこういうものがあったのかということをお伺いしてるんですね。今回私が12月の一般質問でしましたけども、そこからというような話だった、ちょっと遅かったかなとも思いますが、その点だけで。

**○市民活動政策課副主幹兼交通防犯係長（中田好信君）** 市民活動政策課としては、小学校に対しては自転車の点検を呼びかけて、その点検の中で損害賠償保険、TSマークというのをですね、必ずつけていただけるように、点検を受けた方にはですね、お勧めするようには指導はしていました。

**○委員（前川祥子君）** 今、何かちょっと、（委員長堀口晃君「かみ合わなかったですね」と呼ぶ）かみ合わなかったと思います。まあ、いいです。

**○委員長（堀口 晃君）** いいですか。

**○委員（前川祥子君）** はい。それと、じゃあもう一つですね、先ほど通学路の整備とありま

したけども、ちょっとお伺いしたいのが、押しボタン式の信号機の設置ですよ。これ多分県内で優先順位というものがあるのかなと思うんですが、八代市内においては年に幾つぐらいっていうか、何かそういうのはありますか。設置されている個数というのは決まっていますか。

**○市民活動政策課長（川野雄一君）** 申しわけございません。うちのほうでは、どれぐらい設置されているのかちょっと把握をしておりませんので、後でまた資料をお持ちするということでしょうか。（委員前川祥子君「はい、わかりました」と呼ぶ）

**○委員長（堀口 晃君）** よろしいですか。

**○委員（前川祥子君）** はい。

**○委員長（堀口 晃君）** ほかがございせんか。

**○委員（西濱和博君）** 今般、28年度から32年度までの10次の計画つくられましたわけなんですけど、この計画に基づいて各機関が交通安全対策を毎年といいますか、対策のスケジュールをつくって目標に向かって施策を講じていかれると思うんですけども、そういったものを関係機関ですかね、対策会議ですかね、1年越しだとか半年ごとだとか、実施状況の進捗管理だとか検証して、足らざるところを補う、新しいものに取り組むとか、そういった議論する機会というのがありますでしょうか。

ちょっと整理しますと、この計画に基づいて具体的な施策をつくっているプランニングがあるかどうか。そのプランを関係者がみんなが共有しているかどうか。3点目に、そういうお互いの施策を検証する場があって、次の見直しにつなげていくのかどうかということをお聞きたい。

**○市民活動政策課長（川野雄一君）** そういう体制をとっていかねばならないということでは認識をしておりますけど、今後そういう体制をですね、とっていくように検討させていただきたいと。

○委員（西濱和博君） これは私、以前一般質問をしますので、議事録を見ていただければいいと思うんですけど、これをつくったはいいが、どこが窓口になってマネジメントをしていくかということで、各機関との連絡調整の必要性と検証していくことの取り組みをしたらいかがですかということ、たしか提案させていただいていたと思いますので、ちょっと確認いただければと思います。つくって終わりというわけじゃ、また5年後つくればいいのかということになってしまうのかなという気がしてですね、実効性を伴うように、お取り計らいお願いいたします。（市民活動政策課長川野雄一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） いいんでしょう、意見。

○委員長（堀口 晃君） はい、どうぞ、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） 今のと関連ですけどね、所管課で計画つくってやられるということは、イニシアチブをとって、各担当課なりの窓口としてですね、うまく機能するようにやっていただきたい。

それと資料は事前に見せていただきましたけど、18ページの成果を上げるマネジメントの推進というところ、ここ大事にさせていただいてですね、成果を上げるマネジメントという、ここの部分をしっかり大事にして、ここが一番肝になっているんじゃないかなというふうに思いましたんでね、この計画の中の施策に上がっている部分では、しっかり履行できるように要望しておきます。

○委員（中村和美君） チャイルドシートのリサイクルなんかは考えてございますか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） リサイクルについてはですね、今のところそういう制度とかはございませんけど、ちょっと話は違いますが、貸し出しの制度はですね、警察署のほう

で、「どこで」と呼ぶ者あり）警察署のほうでチャイルドシートの貸し出しをやられております。

○委員（中村和美君） チャイルドシートは割と高かいですよね。庶民にはちょっと高いけど、やっぱ子どもさんのためにはまず大事なものであって、だけど警察だけじゃなくて、市報か何かです、リサイクル運動か何かして、そして市か何かは、市が協力してすりゃ、例えば警察がするとか、市で管理するとか、子どもが二人になると2つ買わねばんでしょ、極端な言い方すれば。それをリサイクルで与えてやるのか、そういうのを一つ考えてみたらどうでしょうかと提案しておきますが、いかがでしょうか。

○市民活動政策課長（川野雄一君） ありがとうございます。うちだけでなく関係機関とまた連携させていただいて、検討させていただきたいと思います。

○委員（中村和美君） 本当高いけんですね、回し回しでも使われたら、安全のためにもいいと思いますので、何か施策考えて、そしてから大いに広げて、リサイクル運動もしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） ほか。

○委員（成松由紀夫君） もう最後に。大変いいのができていると思います。担当課が微々細々にわたって取りまとめ大変だったろうなと思いますけれども、先ほどから話が出ているように、絵に描いた餅にならんようにですね、この計画どおりにかちっと行けるように、そして担当課がしっかり責任、イニシアチブって先ほど話もありましたが、担当課でしっかりですね、そこはイニシアチブというか、主導権持って、責任持って取り組んでいただきたいというふうに期待しております。

以上です。終わります。

○委員長（堀口 晃君） ほかございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、これで第10次八代市交通安全計画についてを終了いたします。ありがとうございました。（「お世話になりました」と呼ぶ者あり）

あと2本ございます。

---

・行財政の運営に関する諸問題の調査（平成28年熊本地震八代市復旧・復興プランについて）

○委員長（堀口 晃君） 次に、平成28年熊本地震八代市復旧・復興プランについてをお願いいたします。

○企画振興部次長（丸山平之君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）お疲れのところですが、平成28年熊本地震八代市復旧・復興プラン、八代の魅力ある未来づくりについて報告させていただきます。座らせていただきます。

お手元に配付の総務委員会所管事務調査資料、この冊子を見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本プランは、議員の皆様には9月30日に素案を配付させていただいており、その後10月1日から20日にパブリックコメントを実施し、取りまとめて、11月25日に策定したものです。少し時間をいただきまして、主なところを報告させていただきます。また、パブリックコメントでの修正箇所につきましては、黄色のマーカーで印をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

このプランの目的は、平成28年熊本地震の被災を受け、一日も早く市民の安全・安心を確保する復旧に向けた早急な取り組みと未来の八代創造に向けた取り組みの方向性を示し、市民が共通認識を持ち、官民一体となって連携、協力しながら着実に取り組んでいくために策定したものです。

基本理念は、安全・安心で誇れるふるさと創生、「ひと・もの」の交流促進による未来の八代創造を掲げております。まずは市民の安全・安心を守るための社会基盤の構築を図って、八代の地理的優位性を生かした流通網の基盤強化をすることで、ひと・ものの交流を促進して活性化を図り、県の副都心としての役割を果たして、県の創造的復興、発展に貢献することを理念としたものです。

表紙をあけていただきますと、目次を見ていただきます。

本プランは4章で構成しており、第1章で被災の状況を把握し、第2章で復旧・復興の目指す姿、第3章で復旧・復興に向け具体的に分野ごとに取り組みを整理して、第4章、今後の復興に向けてで、八代市の将来像に向けて着実な取り組みに結びつけていくこととしております。

1ページ目、はじめに、で、市長が今回の熊本地震に対する本プランを策定する趣旨と姿勢を表明しております。八代市では人的被災が31名、家屋被災は2446棟に上り、被害総額は42億9800万となっております。被災から早期復興に向けて、官民一体となり取り組むこととしております。

第1章の2ページから5ページまで、本市の被災状況を各分野ごとに把握したものです。ごらんいただきたいと思っております。

次に第2章の6ページから7ページに、今回の地震で市民がさまざまな困難な状況に置かれ、地域防災や安全の確保の重要性を認識し、自助、共助、公助による危機管理体制の強化と男女共同参画や要配慮者の視点も入れて、復旧・復興に向けた基本理念や目指す八代の将来像を記しております。

7ページを見ていただきますと、表の中ほどですね、基本的方向性のところ、左側に4本の柱を掲げております。28年度早急に取り組む復旧の4本の基本的方向性です。それから、右

方向に矢印がありまして、復興の4本の柱として  
しているところでは、

8ページから33ページになりますが、第3  
章で復旧に向けた基本的方向性、主に28年度  
の取り組みをあらわしております。

まずは、(1)のくらし・生活の再建ですが、  
(ア)の生活基盤の復旧では、避難所の充実強  
化と避難所運営の改善、自主防災やボランティ  
ア支援、土砂災害の防止やコミュニティー連携  
の強化を図ることとしております。

12ページあけていただきますと、(イ)の  
生活の再建と教育環境の回復では、災害廃棄物  
の処理や被災者への経済的支援を行うこととし  
ております。

16ページをあけていただきます。(ウ)の  
医療・福祉提供体制の立て直しでは、医療、福  
祉施設等の復旧と被災者の心のケアを行うとし  
ております。

次、19ページをあけていただきます。(2)  
社会基盤の復旧の(エ)ですが、社会基盤の復  
旧と防災体制の立て直しでは、道路、橋梁の復  
旧や地域防災計画の見直し、防災意識の向上な  
どを行うこととしております。

23ページですが、(オ)で広域防災拠点の  
機能強化。ここでは幹線道路のネットワークの  
整備、防災拠点機能の強化が上げられておりま  
す。

24ページですが、(カ)でですね、文化財  
等の再生による誇りの回復。ここで八代城跡等  
の文化財施設や、総合体育館等のスポーツ施設  
等の復旧を図ります。

26ページをあけていただきます。(3)で  
地域産業の再生。(キ)で農林水産業の再生で  
は、農業施設等の復旧、林道災害復旧治山等の  
取り組みが書いてあります。

28ページ、(ク)の地域企業の再生では、  
中小企業等の復旧と資金繰り支援等の内容が記  
載されております。

29ページの(ケ)観光産業の再生では、ホ  
テル、旅館等の復旧補助等と、割引つき旅行プ  
ラン等の販売、風評被害対策に取り組むことと  
してあります。

32ページです。交流機能の回復では、  
(コ)で八代港の機能強化、ポートセールスの  
の推進や耐震護岸整備要望などを行うこととし  
ております。

次のP34の(サ)国際的なヒト・モノの流  
れの再生では、スポーツを通じたイベント等で  
復旧を図っていくこととしております。

次に、34ページから38ページにかけまし  
てが、復興に向けた着実な取り組みということ  
で、おおむね4年間の取り組み、それ以降の取  
り組みとして、4本の基本的方向性を示してお  
ります。ページの下側見ていただきますと、施  
策体系図を示しております。

まず(1)安心で豊かなくらしの構築で、施  
策1の住まいの確保と支えあう地域コミュニテ  
ィーづくりで、ここで既存住宅の耐震診断や耐  
震改修、地域協議会の支援に取り組むとしてお  
ります。

施策2の安全安心な生活・教育環境の確保で  
は、日常生活支援と教育施設等の耐震機能強化  
を図り、被災者の心のケアをすることとしてお  
ります。

施策3の地域における医療・福祉提供体制の  
構築では、要配慮者等に配慮した避難所の整備  
や健康の保持、増進を図ることとしております。

次に39ページあけていただきます。(2)  
の災害に強い社会基盤の整備と賑わいのあるま  
ちづくりですが、これも施策体系図、下に示し  
ております。

施策4の災害に負けない基盤づくりでは、交  
通ネットワークの多重化や輸送拠点、道路、河  
川、河岸の災害対応時能力の強化、地域防災力  
の向上、消防団の充実等に取り組むとしており  
ます。

施策5の地域特性を活かした防災拠点づくりでは、広域防災拠点機能としての八代港と周辺道路の機能強化、防災拠点としての本庁・支所機能の強化を上げております。

施策6、やっしろの宝の再生・継承・発展では、妙見祭等の継承、景観計画の策定などによる賑いのまちづくりとスポーツ大会等の開催で復興につなげていくこととしております。

46ページをお願いします。

(3) 地域力を活かした地域産業の連携・発展のところで、施策7の稼げる農林水産業の実現では、農地集積、農業施設の整備や担い手の育成、ブランド化と流通販売の強化、フードバレーやっしろ基本戦略構想の推進、農林水産経営の強化を図ることとしております。

施策8で経済を支える地域企業の再生・発展と物流拠点の整備では、中小企業の再建と経営力の強化、企業誘致と物流拠点の推進に取り組みますとしております。

施策9、地域経済の活性化と雇用促進のための創業の支援では、創業者支援と雇用促進に取り組み、施策10、地域資源を活かす観光産業の革新・成長では、滞在型観光の推進と県南地域観光連携に取り組むこととしております。

施策11の高等教育機関と連携した産業振興と人材確保では、産学官一体となった産業振興、人材育成、就業促進を図ることとしております。

53ページ、あけていただきます。(4)の世界とつながる八代港とやっしろ文化の創造、施策12の八代港の機能向上によるアジアに開くゲートウェイでは、八代港の耐震強化護岸の整備やアクセス強化を図ることとしております。

施策13の国際スポーツ大会等を契機とした地域活性化の推進では、各種大規模スポーツ大会等の誘致の環境整備に努め、スポーツによるまちづくりを進めることとしております。

施策14のユネスコ無形文化遺産登録後の取組みでは、妙見祭のユネスコ無形文化遺産登録

を受け、世界の宝として情報発信、その他八代市文化財等の歴史文化の誇りを持って次世代に継承していくこととしております。

56ページをお願いします。

第4章で今後の震災復興に向けてということで、この復興に向けた取り組みを、市民と一体となり、国、県など関係機関との連携、協力により実現していくこととしており、復興財源の確保とプランの進行管理により、着実な実行を図り、やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やっしろ”に向けたプランとしているところです。

本プランの事項につきましては、平成29年度予算編成におきましても、優先、重点配分することが確認されております。

今後は、地域防災計画の見直しや次期総合計画——平成30年度からの策定に反映し、引き継がれていくものであります。

以上、駆け足となりましたけれども、報告とさせていただきます。

○委員長(堀口 晃君) ありがとうございます。本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員(前川祥子君) これ、一般質問の中でもありましたけども、この復興プランっていうのは、もうこれは案がとれていますから、これでいきますということですよ。(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、これ一般質問じゃありませんけど、この部分は外したほうがよかったなという文章は、この八代民族伝統芸能伝承館の整備ね。これ、厚生会館別館の改築と合わせて検討します、という、この一文が各所にありますですよ。これは不必要だったなと、そういう考え方があるのは別に否定はしませんけども、こういう一文を入れる必要があったのかなという思いがあるんですよ。特段問題にしちゃいけないことかもしれませんが、ただやっ

ぱり、こういうものを入れずにですよ、検討してるのであれば、事前にそういうものは議会のほうに、議員のほうにもお話ししていただくのも筋ではありますし、載せることにおいてもですね、それはやっぱり前もってやっていただく手順ではなかったかなと思います。少しこれは勇み足というか、ちょっと誤解を招くような文章だったなと思われるんですが、その点をどういうふうに、反省と言っては申しわけないんですが、どういうふうにお考えになっていらっしゃるかをお聞きします。

**○企画振興部次長（丸山平之君）** ありがとうございます。伝承館につきましてはですね、関係部課ですね、によりまして検討したわけですが、別途にですね、伝承館を検討している組織があるということも伺っておりまして、厚生会館もたまたま建てかえの時期ちゅうか、改修の時期が来ているということがありましたので、併せて検討するということですね、場所を特定したつもりで書いたわけではなかったんですけど、文章がそういうふうに読まれるということですね、表現としてはどうだったのかと、御指摘の部分につきましてはですね、そのように思っております。委員長のほうからですね、御指摘があつておりましたけれども、決してここに場所を決めつけてということではありませんでしたので、適正な表現にですね、変える、ほかの案件とも新たな課題として出てきたときにですね、修正等はやぶさかではありませんので、そういうことによりましてお願いします。

**○委員（前川祥子君）** そうだろうなというふうに、いいほうに考えはしますが、今後ぜひ気をつけていただきたいなと思います。（企画振興部次長丸山平之君「はい」と呼ぶ）

**○委員長（堀口 晃君）** ほかがございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（堀口 晃君）** なければ、以上で平

成28年熊本地震八代市復旧・復興プランについてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）御苦労さまでした。

---

・行財政の運営に関する諸問題の調査（公共施設等総合管理計画の中間報告について）

**○委員長（堀口 晃君）** 次に、公共施設等総合管理計画の中間報告についてをお願いいたします。

**○財政課長（尾崎行雄君）** こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課の尾崎です。よろしくお願いいたします。

まず、この計画は昨年からことしにかけて公共施設の台帳整備、いわゆる固定資産台帳整備と併せて作成を行っているもので、昨年は主に固定資産台帳の整備を行い、今年度、その情報を参考に公共施設の今後のあり方を示す計画を作成しているものです。熊本地震の影響により作業がおくれ気味となっており、今回は作成途中での報告となりますが、計画の要旨をおわかりいただければと思います。3月議会の所管事務調査では、計画案を説明できるように作業を急いでいるところでございます。

それでは、お手元に配付しておりますが、本日の説明用として作成しました総務委員会（所管事務調査資料）に沿って、公共施設等総合管理計画の中間報告を行います。

1 ページをお開きください。

1 番目に背景として、全国的に過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあること、また、人口減少等により施設の利用需要が変化するため、施設全体の最適化を図る必要があることなどがございます。八代市も同様で、長期的な視点を持って、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減や平準化と公共施設等の最適化を図るため、本計画を策定すると

しております。

2番目の八代市の現況につきましては、他の計画でも掲載しております市の概要、沿革、土地利用状況、道路交通状況などを予定しております。また、人口の将来予測として、平成27年10月に作成した人口ビジョンにより、2060年には8万6900人になる、年少人口と生産年齢人口は年々減少し、老年人口は増加し、少子高齢化が進むとなっております。なおグラフなど、内容が一部国立社会保障・人口問題研究所のデータとなっておりますので、修正中でございます。

右側上段に、3番目の財政状況として、平成26年度普通会計の歳入決算を仮で掲載しておりますが、最終的には平成27年度の決算を掲載する予定でございます。

状況としましては、依存財源が60%を超えておりますので、自主財源に乏しい、脆弱な財政構造であり、財政運営次第では急速な財政悪化を招くおそれがあります。併せて、地方財政を取り巻く環境は今後ますます厳しくなることが想定されております。

2ページをお開きください。

左側上段に歳出を掲載しておりますが、こちらも歳入同様に平成26年度普通会計の歳出決算を仮で掲載しております。最終的には平成27年度の決算を掲載する予定でございます。

状況としましては、義務的経費が多く、投資的経費が少ない状況です。さらに今後も扶助費等、義務的経費がふえる見込みですので、ますます厳しくなることが想定されます。

右側上段の4番目、公共施設の状況ですが、今回の調査で八代市が保有している公共施設は387施設、延べ床面積49万5141平米であり、市民1人あたりに換算しますと、3.88平米と、全国平均の3.75平米より多い状況でございます。さらに、今後の公共施設適正管理の基準面積は2平米とされております。八

代市の公共施設のうち、学校教育施設が全体45%と、半数近くを占めており、次に公営住宅が15.4%を占めております。また、建築基準が見直された1981年、——昭和56年でございますが、それ以前に整備された施設が全体の40.7%を占めておりますので、今後は施設の老朽化がさらに進み、更新や修繕などの維持管理にかかる費用が増大することになります。

3ページをお開きください。

左側上段に、5番目、更新費用として、自治体PFIセンターの更新ソフトで、八代市の今後の更新費用を試算しましたところ、今後40年間で総額2063億円、毎年平均51億6000万円が必要となりました。中段には6番目として、道路や橋梁等、土木インフラ分を試算しておりますが、こちらは総額1243億円、毎年平均31億1000万円となっております。上段の公共施設と合わせますと、総額3306億円、毎年平均82億7000万円になり、八代市の財政規模から想定しますと、このままで施設を管理していきますと、新たな施設の建設は難しい上に、いつかは維持管理できなくなります。さらには、参考までに企業会計の上水道と下水道分を掲載しておりますが、繰り出し金として財政上影響が出てまいります。

右側上段をごらんください。7番目の課題でございますが、冒頭にも申しました、人口の減少や少子高齢化ばかりでなく、課題3の財源減少や、課題4の施設量縮減、除却に関する課題等があり、特に課題4の施設量を縮減しても、住民サービスの水準が下がらないように機能的な施設の整備を図る必要があります。

このほかにも、いろいろな分析資料等ございますが、現段階で報告できる分をかいつままで説明させていただきました。

今後の予定でございますが、8番目の基本方針につきましては、予防保全型の維持補修によ

る長寿命化や、既存施設の見直しによる複合化、最適化及び公共施設の新規整備の抑制等を検討いたします。

9番目の公共施設の維持管理方針につきましては、日常点検や定期点検、診断等の実施方針や、ふぐあいが生じてからの事後保全から予防保全への切りかえなどを検討いたします。

10番目のインフラ系の施設類型ごとの基本計画につきましては、長寿命化や予防保全による維持管理を導入し、財政負担の軽減や標準化を目指すような計画を予定しております。

11番目の施設類型ごとの管理の方針につきましては、公営住宅、教育施設、公民館等、施設分類ごとに長寿命化や指定管理の導入等、管理方針を示すように検討いたします。

以上のように、基本的な考え方を取りまとめるために、計画素案を策定委員会にて検討する予定でございます。策定委員会は公共施設を所管している関係各課の職員にて組織し、来年の1月と3月に開催予定としております。また2月にはホームページ上でパブリックコメントを実施する予定でございます。

4ページをお開きください。

これからの展望としましては、平成29年度から32年度にかけ、今回策定する基本計画に沿って、関係各課かいにおいて戦略的な維持管理、更新等を推進するための個別施設計画を策定する予定でございます。

以上、公共施設等総合管理計画の中間報告でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（堀口 晃君） 本件について、何か御意見、御質問はございませんか。

○委員（亀田英雄君） 一般質問でも取り上げましたし、とても注目しています。大事な部分について今から間に合うごとですね、そして、計画の見えれば逐一報告してもらえばと思うのですよね。という意見を付します。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上で公共施設等総合管理計画の中間報告についてを終了いたします。どうもありがとうございました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

ここで、私、委員長より委員の皆様へ御報告を申し上げたいと思います。

本委員会へ派遣承認要求により行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査及び八代市・北海市の友好都市締結20周年記念事業出席のため、10月29日から11月2日までの間、中華人民共和国北海市へ行ってまいりました。皆様方から御推薦をいただきまして、5日間行ってまいりました。その御報告をしたいと思います。

私の場合には、少し資料を皆さんにつくってきておりますので、その資料をちょっと配らせたいと思います。

（書記、資料配付）

（「委員長、もう配付ではなかですか。大体、見ればわかるでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） そのつもりで書いてきておりますので。

まず行程については、上海経由、1ページ目を開いていただくと地図がありますが、八代から福岡まで、福岡から上海、上海から北海、下のほうが北海になります。福岡から上海までが1時間、それから上海から北海までが約3時間ということで、行ってまいりました。概要については、もう御存じの方もいらっしゃると思いますが、人口150万人、総面積3337平方キロメートル、八代の約10倍の人口で、面積についても6倍の面積があるというふうなところで、行ってまいりました。非常に大歓迎を受けたというようなところでございまして、ここに写真も添えて、私のコメントも載せておりま

すので、これを一読していただければ大体のことはわかるかなと思っています。

一番最後のページだけ、ちょっと見ていただければと思います。5ページ目、八代ハーモニーホールにこの部分があると思いますが、向こうの公園にもですね、同じものがありまして、これは5周年で設置されたというふうに聞いております。

今回私が八代市使節団に参加させていただき、感じたことについては、中国においては格差社会はあるものの、中国のすさまじい発展の勢いをまだまだ感じておるところであります。今後もよりよい友好都市を築き、お互いのさらなる発展のために交流を進めることが必要であると感じて、視察を終えました。

その中でですね、終わった後に帰ってきよったならば、11月1日の北海日報という新聞がもう出ておりまして、その中に、1面なんですけども、私たち日本八代市代表団が訪中していただいたというふうな部分が、もう1面に早速、これは空港のほうで、もう自然にとってよかったですけども、空港で配られておりまして、びっくりして喜んだという、こういうことでございました。

あとは、内容についてはですね、中身を見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。（「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり）どうもありがとうございました。

そのほか、当委員会への所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、私のほうから一言だけ。

9月の段階で、行政視察という部分を皆さん方をお願いして、12月に提案していただくと、1月もしくは2月に行けるのではないかとということで、お願いをしたところもございます。実際に私も副委員長もいろんなところを当たってですね、どうしようかという話をしたとこ

ろなんですけど、実を言いますとですね、日程が非常に厳しいという状況がございまして、ちょっとカレンダーといいますか、これをちょっとお配りをしたいと思っております。

きょうが12月の15日でございます。当然、21日までが議会でございまして、その間は行けないという状況はありますし、12月は無理だということは、もう皆さん御存じだと思います。そして、1月、2月の今ここにカレンダーを準備しておりますが、1月の初旬についてはですね、なかなか難しいという、今から調整をするのは難しいというふうなところがございます。1泊2日もしくは2泊3日という部分をずっと見てみますと、自民党さんが1月の（「25」と呼ぶ者あり）25から27までということでございまして、あと、ほかの部分を見てみますとですね、なかなかとれる日にちがないと。

そして、2月の20日の日がですね、これが議会運営委員会、——まあ予定でございますが、その後がもう議案の説明会が入る。そうすると、2月の27日になると、もう定例会が大体この日にあつてるとということで、押さえてしまうんですね、もう2月の半ばというような部分についてはなかなか難しい。

中には建設環境委員会のほうは、2月の8日から10日までは行かれるみたいなんですけど、いかんせん、うちのメンバーの中においてはですね、議長のほうがいろいろ公務のほうで忙しいという状況がありますんで、議長抜けると、というようなところもございましてですね、ずっと調べてみると、非常にタイトな状況になるということが判明したわけなんですけども、委員の皆さんにお聞きをしたいんですが、私的にはちょっと厳しい状況かなということで、（「16から行けば、議長もいいんじゃないですか。6時からですよ」と呼ぶ者あり）2月の16ですか。（「1月の16、17、18」

と呼ぶ者あり) 16、17、18。議長は大丈夫ですか。(委員鈴木田幸一君「大丈夫です、私はもう。」と呼ぶ)

皆さん、いかがですか。この15、16、17で一応日程の部分を、「16、17」と呼ぶ者あり) 16、17、18、「月、火、水」と呼ぶ者あり) 月、火、水ですね。この辺で皆さんの予定はいかがでございましょうか。

あとですね、今度は相手があることですので、相手がどうなのかという部分がございますので、そこは調整をしながらしますけども、今の段階で皆さんにお話ししたいと思うんですが、今御意見が出ました。16、17、18という、月、火、水という日程はどうだろうかという話もございしますが、「あと22、23、24はどうなんですかね。」、「済みません、16がちよっと遠出を約束してるもんですから、子供と」と呼ぶ者あり) ああ、なるほど。1月16ですね。「建設環境とののは別に行かないかんと」「一緒じゃいかんですか」「8、9、10のとき」呼ぶ者あり)

それじゃあ、ちょっと小会いたします。

(午後4時59分 小会)

(午後5時06分 本会)

○委員長(堀口 晃君) それでは、本会に戻します。

先ほど意見が出ました本委員会の管外行政視察については、実施したいと思いますですが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につい

てお話しいたします。

所管事務調査2件及び請願1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(堀口 晃君) 次に、本委員会の派遣承認要求の件についてお話しいたします。

本委員会は行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査のため、行政視察に参ることとし、日程、視察先、及び視察内容については、委員長に御一任いただき、決まり次第、議長宛て派遣承認要求の手続きをとらせていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(堀口 晃君) 異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長(堀口 晃君) 以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

(午後5時08分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年12月15日

総務委員会

委員長